

富士河口湖町地域強靱化計画

2024（令和6）年度～2028（令和10）年度

2024（令和6）年3月

富士河口湖町

目次

第1章 計画の改定趣旨、位置付け	
第1節 計画の改定趣旨	1
第2節 計画の位置づけ	2
第2章 基本的な考え方	
第1節 基本目標	3
第2節 事前に備えるべき目標	3
第3節 取組方針	3
第4節 地域強靱化施策の展開方向	4
第3章 対象とする災害と被害想定	
第1節 本町の特性	5
第2節 想定するリスク	8
第4章 脆弱性の評価	
第1節 起きてはならない最悪の事態の設定	13
第2節 脆弱性の評価	15
第5章 脆弱性の評価結果及び強靱化の推進方針	
第1節 あらゆる自然災害に対し、直接死を防ぐ【目標1】	16
第2節 救助・救急、医療活動等が迅速に行われる【目標2】	33
第3節 必要不可欠な行政機能を確保する【目標3】	43
第4節 経済活動を機能不全に陥らせない【目標4】	48
第5節 情報通信、ライフライン、交通等の被害の最小限化、早期復旧を図る【目標5】	53
第6節 地域社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する【目標6】	62
【参考：施策・事業一覧】	67
第6章 施策の重点化	
第1節 特に回避すべき「起きてはならない最悪の事態」の選定	71
第2節 施策の重点化	72
第3節 重点化すべき施策のアクションプラン	73
第7章 計画の推進と見直し	
第1節 計画の進捗管理と見直し	83
第2節 計画の推進期間	83
第3節 他の計画等の見直し	83
第4節 施策・事業の推進	84

第1章 計画の改定趣旨、位置付け

第1節 計画の改定趣旨

国は、東日本大震災の教訓や南海トラフ地震、首都直下地震、火山噴火など大規模自然災害等に備えた国土の全域にわたる強靱な国づくりに向けて、「強くてしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」（2013（平成25）年12月11日法律第95号）（以下「基本法」）を制定するとともに、「国土強靱化基本計画」（2014（平成26）年6月3日閣議決定）（以下「基本計画」）を策定しました。また、県では、「山梨県強靱化計画」（2015（平成27）年2月）を策定しています。

国土強靱化基本法を受け、富士河口湖町（以下「本町」）は、様々な大規模自然災害等が発生しても、「人命の保護を最大限図るまちづくり」を目指して、「致命的な被害を負わない強さ」と「速やかに回復するしなやかさ」を持った安全・安心な地域の構築を推進するため、「富士河口湖町地域強靱化計画」（2018（平成30）年度～2022（令和4）年度）を策定し、強靱化の取り組みを推進してきました。

近年、気候変動の影響といわれる豪雨等の気象災害が多発しています。また、南海トラフ地震等の大規模地震の発生や富士山火山噴火などの懸念も増大しています。これらの課題に対応した防災・減災対策の充実や、インフラ施設の長寿命化などによる国土強靱化の取り組みが求められます。

国や県では、国土強靱化計画の進捗評価を行うとともに、計画改定（国は令和5年7月、県は令和2年3月）や年次計画等を策定し、事前防災により生命と財産を守る国土強靱化の取り組みを推進しています。

本町においても、国・県の動向を踏まえ、地域強靱化の取り組みを更に推進するため「富士河口湖町地域強靱化計画（改定版）（2023（令和5）年度～2028（令和10）年度）」（以下「本計画」）を策定（改定）します。

【計画改定に当たって考慮すべき社会情勢の変化】

- ① 気候変動の影響
- ② グリーン・トランスフォーメーション（GX）※の実現
- ③ 国際紛争下におけるエネルギー・食料等の安定供給
- ④ SDGs との協調
- ⑤ デジタル技術の活用
- ⑥ パンデミック下における大規模自然災害

※グリーン・トランスフォーメーション（GX）：温室効果ガスを発生させる化石燃料をできるだけ使わず、太陽光発電や風力発電などクリーンエネルギーへ転換する取り組みのことです。また、この取り組みを産業競争力の向上につなげて、「経済社会システム全体の変革」を進めることを目的としています。

第2節 計画の位置づけ

本計画は、基本法第13条に基づく国土強靱化地域計画（以下、本計画では「地域強靱化計画」と言う。）にあたるものです。本町の地域防災計画をはじめ様々な分野計画の地域強靱化についての指針となります。

【国土強靱化基本法 第十三条】

都道府県又は市町村は、国土強靱化に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、当該都道府県又は市町村の区域における国土強靱化に関する施策の推進に関する基本的な計画（以下「国土強靱化地域計画」という。）を、国土強靱化地域計画以外の国土強靱化に係る当該都道府県又は市町村の計画等の指針となるべきものとして定めることができる。

第2章 基本的な考え方

次のとおり「基本目標」、「事前に備えるべき目標」及び「取組方針」、「地域強靱化施策の展開方向」を設定します。

第1節 基本目標

大規模自然災害等による甚大な被害を出さないため、従来の「事後対策」から、様々な危機を想定して、平時から備えを行う「事前対策」を推進します。

本町は、町民、企業や地域の団体及び関係機関等と協働して、次の4つの基本目標の実現を目指し、「強さ」と「しなやかさ」を持った安全・安心な地域を構築するため地域強靱化の取り組みを推進します。

- ① 人命の保護を最大限図ります。
- ② 町及び地域の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されるようにします。
- ③ 町民の財産及び公共施設に係る被害の最小化を図ります。
- ④ 迅速な復旧復興を図ります。

第2節 事前に備えるべき目標

基本目標を実現するために、事前に備えるべき目標を、次の6項目とします。

- ① あらゆる自然災害に対し、直接死を防ぐ
- ② 救助・救急、医療活動等が迅速に行われる
- ③ 必要不可欠な行政機能を確保する
- ④ 経済活動を機能不全に陥らせない
- ⑤ 情報通信、ライフライン、交通等の被害の最小限化、早期復旧を図る
- ⑥ 地域社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

第3節 取組方針

本町における地域強靱化を推進する上での取組方針は次の通りとします。

1) 本計画の取組姿勢

- 本町の地域強靱化を損なう原因をあらゆる側面から検討すること
- 短期的な視点によらず、長期的な視野を持って計画的に取り組むこと
- 地域活性化等にもつながり、本町の持続的成長に寄与する取り組みであること

2) 適切な施策の組み合わせ

- ハード対策とソフト対策を適切に組み合わせ、効果的に施策を推進すること
- 「自助」、「共助」及び「公助」を適切に組み合わせ、町と町民等が適切に連携及び役割分担して取り組むこと

- 平時にも有効に活用される対策となるよう工夫すること。また、公共施設やインフラ整備等においては、防災・減災に資するような工夫をするなど有事に活用される対策を考慮すること

3) 効率的な施策の推進

- 行政需要の変化、社会資本の老朽化等を踏まえるとともに、効率的な財政運営による施策の持続的な実施に配慮し、施策の重点化を図ること
- 既存の社会資本の有効活用等により、効率的かつ効果的に施策を推進すること
- 施設等の効率的かつ効果的な維持管理に資するものであること
- 国等の公共事業や補助金の積極的な活用を図ること

4) 個々の特性に応じた施策の推進

- 人のつながりやコミュニティ機能を向上するとともに、地域において強靱化を推進する担い手が適切に活動できる環境整備に努めること
- 女性、高齢者、子供、障害者、外国人等に十分配慮して施策を講じること
- 自然との共生、環境との調和、景観の維持に配慮すること

第4節 地域強靱化施策の展開方向

本町における地域強靱化を推進するため、以下の施策の展開方向に留意し取り組みを進めます。

- 住民の生命と財産を守る防災インフラの整備・管理
- 経済発展の基盤となる交通・通信・エネルギーなどライフラインの強靱化
- デジタル等新技術の活用による地域強靱化施策の高度化
- 災害時における事業継続性確保を始めとした官民連携強化
- 地域における防災力の一層の強化

第3章 対象とする災害と被害想定

第1節 本町の特性

本町は、南を富士山、北を御坂山系に挟まれ、富士五湖のうち4つの湖（河口湖、西湖、精進湖、本栖湖）を有し、地震、暴風、豪雨、豪雪、土砂災害、火山噴火など様々な自然災害が発生しやすい地形・地質・気象条件下にあります。

東側は富士吉田市と西桂町、北側は笛吹市、南側は鳴沢村や静岡県富士宮市、西側は身延町に、それぞれ接しています。

1) 地形等

河口湖周辺は、富士山北麓から続くなだらかな裾野と御坂山系に挟まれた周囲より低い地域で、足和田山の丘陵を除き市街地や集落地が立地しています。河口湖、西湖、精進湖、本栖湖は、せのうみ（9世紀半ばにあった湖）を溶岩流が堰止めてできた湖で、西湖から本栖湖一帯は青木ヶ原樹海が広がります。また、富士山西麓の富士ヶ嶺地区は緩やかな傾斜をもつ高原地域となっています。

北側の御坂山系は、町境にある三ツ峠山（1,785m）、黒岳（1,793m）、鬼ヶ岳（1,738m）、王岳（1,623m）、精進山（1,409m）などが連なり、河口湖等に向かって急峻な地形となっています。

地質は、大きく富士山と御坂山系の地質に区分され、富士山麓は、主に第四紀の火山噴出物で広く被われ、玄武岩質の溶岩、砕屑物、火山灰などからなっており、溶岩地帯が多いのが特徴です。

御坂山系は、概ね1,500万年前に伊豆・小笠原弧の火山・海底堆積物が本州に衝突後、隆起し形成されたと考えられ、石英安山岩・火山砕屑岩、砂岩・泥岩及びホルンフェルス、玄武岩・火山砕屑岩、砂礫質沖積層などが入り組んでいます。なお、集落の周辺は、地震に弱いとされる新期堆積物により形成されています。

2) 気象

本町の市街地の標高は800～1,200mの高地であり、冬季の冷え込みは厳しいものの、夏季は過ごしやすく、河口湖観測所の過去20年間（2002（平成14）年～2022（令和4）年）の平均気温は11.2℃（平均最高気温33.7℃、平均最低気温マイナス11.9℃）で、年間降水量1,583mmとなり、多雨冷涼の高原型の気候といえます。なお、河口湖観測所（標高859.6m）における観測開始（1933（昭和8）年）以来の日降水量の最大値（極値）は463.5mm（1983（昭和58）年8/16）、1時間降水量の最大値は82.8mm（1966（昭和41）年9/25）が記録されています。また、最深積雪量は143cm（2014（平成26）年2/15）です。

【河口湖観測所の観測史上1～5位の値】

要素名／順位	1位	2位	3位	4位	5位
日降水量 (mm)	463.5 (1983/8/16)	377.5 (1948/9/16)	347.5 (1947/9/15)	342.1 (1949/8/31)	340.7 (1938/8/3)
日最大1時間降水量 (mm)	82.8 (1966/9/25)	72.5 (1983/8/16)	67.2 (1947/9/15)	62.5 (2022/8/12)	62.2 (1960/8/2)
月最大24時間降水量 (mm)	512.5 (1983/8/16)	384 (1982/8/1)	333 (2017/10/22)	313 (1982/9/12)	293 (2019/10/12)
日最大瞬間風速・風向 (m/s)	51.1 北西 (1963/3/25)	41.9 東南東 (2018/10/1)	40.9 南南西 (1961/9/16)	40.7 北西 (1991/2/16)	40.1 南南東 (1966/9/25)
月最深積雪の大きい方から (cm)	143 (2014/2/15)	89 (1998/1/15)	84 (2001/1/28)	75 (1986/3/23)	70 (1972/2/10)

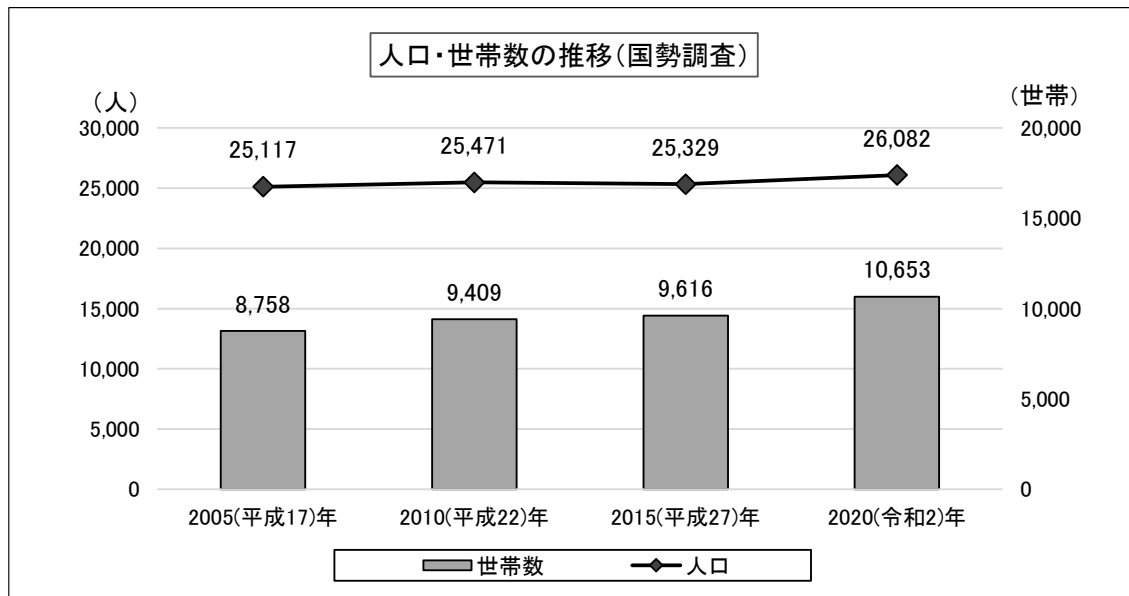
※統計期間：1933年～2022年。但し、月最大24時間降水量は1958年から。

※出典：気象庁HP(過去の気象データ検索)

3) 社会的条件

本町の人口・世帯数は、26,082人、10,653世帯（2020（令和2）年国勢調査）で、人口は概ね増加傾向で推移しています。2015（平成27）年に比べ、地区別では、小立、浅川、大嵐地区は増加、大石、長浜、精進、本栖地区等で減少しています。

世帯数は微増傾向が続き、核家族化の進行に伴い1世帯あたりの人員は約2.45人（全国平均2.26人）となっています。年齢3区分別人口（2020（令和2）年国勢調査、年齢不詳人口を除く）では、年少人口13.4%、高齢者人口26.7%となり、少子高齢化が進んでいます。



なお、富士山の世界文化遺産登録から 10 年を経る中、本町の観光入込客数（実人数）は、2019（令和元）年には約 543 万人に及んでいましたが、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた 2021（令和 3）年では約 111 万人へと減少しました。（山梨県観光入込客統計調査報告書）

なお、観光入込客数は、現在（2023（令和 5）年）は回復過程にあり、外国人観光客も増加しています。

災害が発生した場合、本町の高齢者や障害者、外国人などの要配慮者をはじめ、本町への通勤・通学者や本町への観光客など、多数の帰宅困難者の発生が想定され、防災を考える上で、大きな課題となっています。

また、本町は、首都圏から 100km の位置にあり、中央自動車道富士吉田線河口湖 IC、東富士五湖道路などの高速道路網をはじめ、東京間とを結ぶ高速バスや富士急行線（大月駅～河口湖駅）が運行し、広域からの交通アクセスは充実しています。幹線道路網としては、富士吉田市や本町を経て静岡県富士市方面を結ぶ国道 139 号、新御坂トンネルを経て笛吹市方面を結ぶ国道 137 号、精進湖周辺と中央自動車道甲府南 IC を結ぶ国道 358 号、本栖湖周辺と下部温泉方面を結ぶ国道 300 号があります。また、渋滞解消と富士山噴火時の避難・災害復旧支援を図る目的で造られた富士吉田市と富士河口湖町をつなぐ「新倉河口湖トンネル」（2015（平成 27）年）や、笛吹市芦川町の上芦川地区と、本町の大石地区を結ぶ「若彦トンネル」（2010（平成 22）年）が整備されています。なお、県は、国道 137 号「新たな御坂トンネル」の着工を 2024（令和 6）年以降で予定しています。

市街地は、河口湖南側の船津、小立、勝山地区に形成され、船津は観光・商業施設、行政・文化施設、医療・福祉施設等が集積し、中心市街地となっています。近年、国道 139 号沿いに大型店舗など商業施設が立地し中心市街地は空き店舗の増加など、空洞化が進んでいます。また、集落地は河口湖北側の河口、大石、長浜や西湖、精進湖、本栖湖沿岸及び富士ヶ嶺地区などに形成されています。

第2節 想定するリスク

本計画で対象とする「想定するリスク」は、過去に発生した大災害や、今後、発生することが高い確率で起こる大災害として、地震、富士山火山噴火、土砂災害、豪雨・豪雪などを想定しました。

想定するリスク	内 容
地震	<ul style="list-style-type: none"> ○ 本町は南海トラフ地震防災対策推進地域及び首都直下地震緊急対策区域に指定され、最大で震度7が想定されています。 ○ 2011（平成23）年3月15日に静岡県東部を震央とする地震（M6.4）が発生し、町の震度は5強を記録しています。
富士山火山噴火	<ul style="list-style-type: none"> ○ 溶岩流、火砕流・火砕サージ、融雪型火砕泥流、噴石、降灰、降灰後の降雨による土石流が想定されています。
土砂災害・豪雨・豪雪	<ul style="list-style-type: none"> ○ 台風等の豪雨による土石流により大災害の経験があります。1966（昭和41）年9月25日の足和田土石流 ○ 過去に湖の増水による長期間の浸水被害となったことがあります。 ○ 2014（平成26）年2月の最深積雪量は143cmの豪雪で、物流ルートが寸断されました。

1) 地震

県は、最新の知見や近年の災害から得られた教訓を踏まえ、新たに「山梨県地震被害想定調査結果（令和5年5月）」を発表しました。

① 南海トラフの巨大地震（東側ケース）M9クラス

南海トラフ巨大地震（東側ケース）については、30年以内のM8以上の地震発生確率が70～80%と指摘され、著しい地震災害が生ずるおそれがあるため、地震防災対策を推進する必要があります。

県北部の山地部を除き、県全体で概ね震度5強以上の揺れが想定され、本町の河口湖岸など揺れやすい地盤の一部地域では最大震度7の揺れが想定されています。

※M：マグニチュード

② 首都直下地震（M7クラス立川市直下）

首都直下地震については、南関東地域のどこかでM7程度の地震発生確率（30年以内）が70%程度と指摘されています。震源により異なりますが、立川市直下を震源とする地震の場合、震源域に近い県東部及び富士五湖地域の揺れが比較的大きく、本町の一部地域で最大震度6弱の揺れが想定されています。なお、本町は、緊急に地震防災対策を推進する必要がある緊急対策区域に指定されています。

③ 活断層による地震

活断層による地震（糸魚川-静岡構造線断層帯中南部区間・南部区間、曾根丘陵断層帯、身延断層、扇山断層、塩沢断層帯、富士川河口断層帯）については、発生確率はあまり高くないものの、発生した場合、本県に及ぼす影響が大きいと予想されています。

本町の最大震度は、曾根丘陵断層帯の地震 M7.3 で震度 7、扇山断層 M7.0 や塩沢断層帯 M6.8 で 6 強、糸魚川-静岡構造線断層帯南部区間 M7.6 で 6 弱と想定されています。

④ 災害履歴

歴史資料等で、本町に特に大きな被害をもたらした地震は、東海地域が震源と考えられる明応地震（1498 年）、宝永地震（1707 年）、安政東海地震（1854 年）などがあげられます。

【本町に被害をもたらしたと考えられる主な地震】

年 月 日	内 容 (M: マグニチュード)
1498 (明応 7. 8. 25)	辰刻大地震、東海道全般被害甚大 (明応地震 M8. 6)
1707 (宝永 4. 10. 4)	未刻、五畿七道、わが国最大級の地震の一つ、潰家は東海、近畿中部、南部、四国のほか信濃・甲斐でも多く、富士川は山崩れのために塞がった (宝永地震 M8. 4) (新編日本被害地震総覧: 1989)
1707 (宝永 4. 10. 5)	卯刻、甲斐を中心に大余震あり、甲斐などで本震より強く感じ、大きな被害 (潰家 7, 397、同寺 254、死 24) となった (新編日本被害地震総覧: 1989)
1854 (嘉永 7. 11. 4)	五ツ半過ぎ、東海・東山・南海諸道に大地震、甲府では町屋 7 割潰れ、鯉沢では住家 9 割潰れ、死 150 (安政東海地震 M8. 4) (新編日本被害地震総覧: 1989、地震の辞典: 1987) 甲府に大火が起こり、勤番支配は社倉より米・味噌・塩を放出して罹災民に施す (甲府略志)
1923 (大正 12. 9. 1)	関東大地震 (M7. 9 甲府震度 6)、県内死者 20 人、負傷者 116 人、全壊家屋 1, 761 棟、半壊 4, 992 棟、地盤の液状化現象 3 か所
1924 (大正 13. 1. 15)	丹沢地震 (M7. 3 甲府震度 6)、県東部で負傷者 30 人、家屋全壊 10 棟、半壊 87 棟、破損 439 棟、水道破損 60 か所
1944 (昭和 19. 12. 7)	東南海地震 (M7. 9)、甲府市付近で負傷者 2 人、家屋全壊 26 棟、半壊 8 棟、屋根瓦落下 29 か所等 (山梨日日新聞) 河口湖震度 4
1996 (平成 8. 3. 6)	山梨県東部 (M5. 5)、午後 11 時 35 分発震、震度 (甲府 3、河口湖 5) 県東部を中心に被害は 13 市町村、負傷者 3 人
2011 (平成 23. 3. 11)	東北地方太平洋沖地震 (東日本大震災) (M9. 0)
2011 (平成 23. 3. 15)	静岡県東部を震央とする地震 (M6. 4) 富士河口湖町は震度 5 強
2012 (平成 24. 1. 28)	山梨県東部を震央とする地震 (M5. 5) 富士河口湖町は震度 5 強

※出典：富士河口湖町地域防災計画

2) 富士山火山噴火

富士山は、フィリピン海プレートが沈み込み、関東側と東海側にプレートが裂け、マグマが供給される場所に位置し、山頂を中心に北西から南東方向に数多くの側火口があります。大規模な噴火の場合、被害規模や影響は、甚大なものになることが予想され過去の履歴から、噴火に伴う様々な現象が発生する可能性が想定されます。

有史後の主な噴火は、貞観 6～7 年（864～865 年）の貞観噴火で、北西山腹から大量の溶岩が流出し、宝永 4 年（1707 年）の宝永噴火では、南東山腹から噴火し、江戸にも大量の火山灰を降らせました。以来約 300 年、現在まで静かな状態が続いていますが、平成 12 年 10 月～12 月、翌年 4 月～5 月には、富士山直下の深さ 15 km 付近を震源とする低周波地震が多発し、マグマの活動が活発であることが確認されました。

過去 2000 年の間では平均 30 年に 1 回程度の中小規模の噴火があり、宝永大噴火以降、約 300 年が経過し、相当のマグマが蓄積されていると考えられます。噴火現象としては溶岩流、火砕流（火砕サージ）、融雪型火災泥流、噴石、降灰、降灰後の降雨による土石流が想定されています。

令和 3 年 3 月に改訂された富士山ハザードマップに基づく「富士山火山避難基本計画（令和 5 年 3 月）」では、「噴火前の自主的な分散避難」、「発生から避難までの時間的猶予がない場合の避難」、「降灰時の屋内退避」、「避難対象エリア外の隣接市町村への避難」、「登山者への下山指示」、「観光客への帰宅の呼びかけ」など噴火現象や影響範囲・時期に応じた避難方針が示されています。また、早い段階や避難行動要支援者等の車両による避難、溶岩流の流下範囲外への徒歩避難など移動手段も見直されています。

今後、地域版の噴火シナリオの作成、避難対策等を検討していく必要があります。

① 災害履歴

貞観噴火では、富士北麓にあった広大な湖「剱の海（せのうみ）」は、溶岩流により埋め立てられ、精進湖、西湖を形成し、流れ出した溶岩は一帯を広く覆い、青木ヶ原溶岩を形成しました。宝永大噴火は、大量のスコリアと火山灰を噴出。この噴火は日本最大級の地震である宝永地震（東海地震）の 49 日後に始まり、偏西風により江戸まで大量の火山灰を降下させました。

【富士山の主な災害（有史後の噴火等）】

800（延暦 19.4.～）	富士山大噴火 大量の火山灰を噴出（日本紀略）
864（貞観 6.5.～）	富士山大噴火 溶岩流が本栖湖を埋める（貞観大噴火）（三代実録）
1083（永保 3.2.28）	富士山大噴火（扶桑略記）
1435（永享 7.1.30）	富士山に山炎が確認（王代記）
1707（宝永 4.11.23）	未明から富士山大噴火、宝永山が出現する（宝永大噴火）

※出典：富士河口湖町地域防災計画

3) 土砂災害、豪雨・豪雪

本町は、地形的特性から、河口湖及び西湖北側の**大石、河口、長浜、西湖、根場、精進地区**を中心に傾斜の急な山地となっているため、急傾斜地や土石流危険渓流が多数あり、土砂災害警戒区域として令和5年6月時点で252区域（急傾斜地の崩壊174区域、土石流78区域）が指定されています。特に、昭和41年の足和田の土石流は、最大の被害となりました。また、湖についても、台風などの大雨により増水するなどの被害を受けてきました。

① 災害履歴

「足和田の土石流」：昭和41年9月25日、台風24号の影響による連日の雨で旧足和田村一帯の雨量は270mmを記録し、山間部の地盤が緩んでいました。そこへ更に台風26号の影響による時間雨量100mmの記録的な豪雨が降った結果、山腹が崩壊し土石流が発生しました。本沢川、三沢川で発生した土石流は、それぞれ根場地区、西湖地区の中心部を直撃し、その結果、根場地区では人口235名のうち死者・行方不明者63名、西湖地区では人口513名のうち死者31名をとという大きな災害が発生しました。

出典：国土交通省中部地方整備局富士砂防事務所 ふじあざみ55号

「河口湖の長期浸水」：昭和58年8月の洪水は、2つの台風が迷走して記録的な大雨が降りました。特に相模川上流の河口湖周辺では7日間で900mmに達する豪雨を記録し、河口湖の水位が4.5m上昇するなど、大きな浸水被害が発生しました。

出典：国土交通省 水管理・国土保全HP

「平成26年2月15日の大雪」：低気圧と上空の寒気の影響により、山梨県は14日未明から15日昼前にかけて雪が降り、前週（2月8日から9日）に引き続き大雪となりました。月最深積雪は甲府で114センチ、河口湖で143センチに達し、いずれも統計開始以来の極値を更新する記録的な大雪となりました。

出典：甲府地方気象台「平成26年2月14日から15日の大雪に関する山梨県気象速報」

【本町に被害をもたらしたと考えられる主な一般災害（地震・噴火以外）】

年 月 日	内 容
1676（延宝 4. 9.）	笛吹川洪水、河口湖満水のため人命、土地の損失甚大（山梨県水害史）
1731（享保 16. 5. 15～24）	雨が数日やまず国内各所に洪水が起こり、河口湖は満水のため船を浅間神社の大鳥居につなぐ（山梨県水害史）
1904（明治 37. 12）	河口湖増水、湖畔 5 か村の耕地ほとんど全滅
1947（昭和 22. 9. 13～15）	カスリン台風来襲、死者 16 人 河口湖 総降水量 539.0 mm、日最大降水量 347.5mm
1959（昭和 34. 8. 14）	台風 7 号により前夜から早朝にかけ県下に豪雨、空前の大被害、死者 90 人、町にも災害救助法適用
1966（昭和 41. 9. 25）	台風 26 号により足和田村、芦川村、上九一色村等被害、死者 175 人 ※足和田村の被害 死者 81 人、行方不明 13 人、負傷者 657 人、 全壊家屋 79 棟、半壊家屋 11 棟、床上浸水 28 棟、 道路・橋梁・河川などの土木被害、田畑などの農業被害 ※上九一色の被害 死者 20 人、重軽傷者 26 人、 家屋流出 15 棟、半壊家屋 4 棟、床上浸水 62 棟
1980（昭和 55. 8. 14）	富士山で大落石事故（吉田ルート登山道）、死者 12 人
1982（昭和 57. 9.）	台風 10 号・18 号などにより河口湖の水位が上昇し続け、基準水位より 103cm 高くなり、湖畔道路、公園、ホテル、文化施設などが浸水
1983（昭和 58. 8. 15～）	台風 5・6 号に伴う大雨により県下全域に被害発生、死者 2 人、河口湖増水 *河口湖町の被害 死者 1 人、負傷者 7 人、全壊家屋 6 棟、半壊家屋 30 棟、 床上浸水 118 棟（内 68 棟は、河口湖の増水による）、 床下浸水 176 棟、田畑の埋没 6 ha、冠水 4 ha
1991（平成 3. 8. 20～21）	台風 12 号に伴う豪雨。県東部に停滞、東部・富士五湖地方で被害大、大月市で死者・行方不明 8 人
1991（平成 3. 9. 9～12）	秋雨前線と相次ぐ台風の来襲で富士五湖増水、湖畔道路冠水、浸水住家 13 戸。富士五湖地方の降水量は平年の 3 倍前後となり、河口湖を除き各湖とも基準水位を上回り湖畔道路や住家、公共施設などに冠水や浸水の被害。住家床上浸水 7 戸、床下浸水 6 戸
2014（平成 26. 2. 14～15）	大雪により、県内全域に被害が発生。県では観測史上最大の積雪（2 月 15 日 9:00 現在で甲府市 114cm、富士河口湖町 143cm）。県内全域で道路が不通、帰宅困難者、孤立地域が多数発生、物流にも影響、死者 5 人、重傷者 61 人、全壊 19 棟、半壊 31 棟、農業施設等の破損多数

※出典：富士河口湖町地域防災計画

第4章 脆弱性の評価

大規模自然災害等に対する脆弱性の評価は、想定するリスクに対して現状のどこに脆弱性があるかを検討するものです。本町の地域強靱化に必要な施策を、効率的・効果的に実施するためには必要不可欠なプロセスとなります。

第1節 起きてはならない最悪の事態の設定

第2章で設定した6つの「事前に備えるべき目標」と国の基本計画に設定されている「起きてはならない最悪の事態」を参照して、本町の「想定されるリスク」と地域特性を踏まえ、以下に掲げる「起きてはならない最悪の事態」を設定しました。

事前に備えるべき目標		起きてはならない最悪の事態	
1	あらゆる自然災害に対し、直接死を防ぐ	1の1	建物や不特定多数が集まる施設の倒壊による死傷者の発生
		1の2	住宅密集地の大規模火災による死傷者の発生
		1の3	豪雨等に伴う浸水や豪雪等による死傷者の発生
		1の4	富士山火山噴火による死傷者の発生
		1の5	大規模な土砂災害による死傷者の発生
		1の6	避難行動の遅れ等による死傷者の発生
2	救助・救急、医療活動等が迅速に行われる	2の1	生命に関わる物資・エネルギー供給の停止
		2の2	多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生
		2の3	救助・救急活動等の絶対的不足や医療機能の麻痺
		2の4	多数の帰宅困難者の発生による混乱
		2の5	被災地における疫病・感染症等の大規模発生
3	必要不可欠な行政機能を確保する	3の1	職員の被災、施設等の被害による行政機関の機能不全
4	経済活動を機能不全に陥らせない	4の1	サプライチェーンの寸断等による企業の経営悪化
		4の2	有害物質の大規模拡散・流出
		4の3	食料等の安定供給の停滞
		4の4	農地・森林等の荒廃による被害の拡大

事前に備えるべき目標		起きてはならない最悪の事態	
5	情報通信、ライフライン、交通等の被害の最小限化、早期復旧を図る	5の1	放送や通信インフラ障害等により災害情報が伝達できない事態
		5の2	電力供給ネットワークや石油・LPガス等サプライチェーンの機能の停止
		5の3	上下水道等の長期にわたる機能停止
		5の4	地域交通ネットワークの分断
6	地域社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する	6の1	災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態
		6の2	復旧・復興を担う人材等の不足、地域コミュニティの崩壊等により復興が大幅に遅れる事態
		6の3	風評被害等による観光行動の長期に及ぶ停滞

第2節 脆弱性の評価

脆弱性の分析・評価に係る一覧性、効率性を確保する観点から、それぞれの「起きてはならない最悪の事態」（23 事態）を回避するために行っている取り組みを整理し、定性的に評価するとともに、それらの進捗や課題を踏まえ、中長期的視点も取り入れながら脆弱性の分析を行いました。

具体的には、町の施策・事業、課題、今後の取り組みの方向等を調査シートに整理し、関係各課による確認・協議・評価を行いました。

また、当該事態の回避に向けて、現状を改善するために何が課題であり、今後どのような施策を導入すべきかについて分析・整理し、必要に応じ、他の主体（国、県、民間事業者、町民等）との連携などを含めます。

その上で、影響度の大きさ、緊急度、現行の取り組みの達成度などを踏まえ、プログラムごとに脆弱性を総合的に分析・評価しました。

なお、各プログラムの達成度や進捗度を把握するため、重要業績指標（KPI：Key Performance Indicator）を設定しました。

【脆弱性評価のポイント】

- ・ 「起きてはならない最悪の事態」を回避するために必要な取り組み
- ・ ハード対策とソフト対策の適切な組み合わせ
- ・ 国、県、町、民間事業者の効果的な連携
- ・ まちづくり全般の施策の活用
- ・ 住民主体の地域防災力を向上するための取り組み
- ・ 代替性、冗長性等の確保（例：避難ルートの複数化）

第5章 脆弱性の評価結果及び強靱化の推進方針

第1節 あらゆる自然災害に対し、直接死を防ぐ

【事前に備えるべき目標1】

1. 建物や不特定多数が集まる施設の倒壊による死傷者の発生

【起きてはならない最悪の事態1-1】

① 木造住宅等の耐震化の促進 [都市整備課]

【脆弱性の評価結果】	【強靱化の推進方針】
<p>本町にある木造住宅のうち、新耐震基準（昭和56（1981）年6月施行）以前に着工された住宅は、令和2年度末で全体の79.6%を占めています。住宅・建築物の地震に対する安全性の向上のため、耐震診断の無料実施や耐震改修等への補助などを進めてきましたが、依然として耐震化が未実施の木造住宅が多くあり、引き続き耐震化を促進する必要があります。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「富士河口湖町耐震改修促進計画（令和3年改定）」を踏まえ、住宅・建築物の地震に対する安全性の向上のため、木造住宅耐震診断事業や木造住宅耐震改修事業、住宅リフォーム工事助成事業の利用促進を図ります。 ○ 無料耐震診断の周知や自主防災組織等への建築物防災出張講座の開催を促進します。

② 避難路確保のための建築物等の耐震化の促進 [都市整備課]

【脆弱性の評価結果】	【強靱化の推進方針】
<p>「富士河口湖町耐震改修促進計画」で災害時における緊急避難路を指定しています。国及び県からの補助を受け、不特定多数の者等が利用する特定建築物及び避難路沿道にある建築物の耐震診断費・設計費・改修費に対する補助等により、耐震化を促しています。なお、特定建築物の耐震化率は、令和2年度末で91.5%と推計されます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 緊急輸送路や避難路等の閉塞を防ぐため、災害時避難路通行確保対策事業の推進をはじめ、耐震性が低い大規模建築物については耐震改修工事等を促進します。 ○ 特定建築物については、耐震改修指導台帳を作成し耐震診断実施状況等の把握に努めるとともに、「富士河口湖町耐震改修促進計画」に位置付けた町有の特定建築物について、住宅・建築物耐震改修等事業や社会資本整備事業、地域住宅交付金等の積極的な活用を図ります。 ○ 学校等避難所や防災拠点となる公共性の高い施設の耐震化は完了しています。今後、長寿命化対策とあわせ施設の非構造部材の耐震対策を推進します。 ○ ブロック塀倒壊対策として生垣設置補助を継続します。

③ 災害に強い市街地を形成する土地区画整理事業等の実施 [都市整備課]

【脆弱性の評価結果】	【強靱化の推進方針】
<p>災害に強い市街地の形成を図るため、小立土地区画整理事業や魅力的な「交通・観光・商業・教育・医療ゾーン」の形成等を実施しました。しかし、依然として密集した市街地が多く存在していることから、引き続き他地区での区画整理事業の検討を図ります。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 市街地エリアにおいて、「富士河口湖町都市計画マスタープラン」に基づいた土地区画整理事業の検討や人口増加が見込まれる地区（新興住宅地等）への防災施設等の整備を図ります。 ○ 定住促進事業などと連携し、災害に強い住宅地の形成を推奨します。

④ 町営住宅の長寿命化の推進 [都市整備課]

【脆弱性の評価結果】	【強靱化の推進方針】
<p>町内には、町営住宅として小立団地（53戸）、大嵐町営住宅（30戸）と教員住宅4施設（26戸）があります。「富士河口湖町営住宅等長寿命化計画（平成26年2月策定）」や「富士河口湖町学校施設長寿命化計画（令和2年3月策定）」に沿って適切な管理を行う必要があります。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「富士河口湖町営住宅等長寿命化計画」、「富士河口湖町学校施設長寿命化計画」、「富士河口湖町公共施設再配置計画（平成31年2月策定）」、「富士河口湖町公共施設等総合管理計画（令和4年7月改定）」に基づいた効率的かつ円滑な改修を図ることで住宅の延命化等に努めます。 ○ 「富士河口湖町営住宅長寿命化計画」については適宜改定します。

⑤ 電線類の地中化の推進 [都市整備課]

【脆弱性の評価結果】	【強靱化の推進方針】
<p>魅力ある景観の創出とともに、災害時に電柱や電線類の倒壊による通行障害を防止するため、船津地区の町道富士登山道線など市街地を中心に電線共同溝整備事業が完了しました。また、国・県管理道路においても地中化事業が進められ、引き続き電線類の地中化を要請する必要があります。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 引き続き市街地において電柱や電線を無くすための地中化の事業の継続を要請します。

⑥ 緊急輸送道路の橋梁の耐震化の推進 [都市整備課]

【脆弱性の評価結果】	【強靱化の推進方針】
<p>災害時における道路の安全性や信頼性の確保を図るため、「橋梁長寿命化修繕計画（平成25年度策定）」に基づき、橋梁の耐震補強を進めています。緊急輸送道路については耐震化を推進、要請する必要があります。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「橋梁長寿命化修繕計画」に基づき、橋梁の耐震補強を進めます。緊急輸送道路については引き続き耐震化を推進、要請します。

⑦ 橋梁・トンネル等の長寿命化の推進 [都市整備課]

【脆弱性の評価結果】	【強靱化の推進方針】
<p>災害時における道路の安全性や信頼性の確保を図るため、「橋梁長寿命化修繕計画」、「トンネル長寿命化修繕計画（令和元年度策定）」に基づき定期点検を実施しています。今後も引き続き適切な補修・補強、長寿命化を図る必要があります。</p>	<p>○ 「橋梁長寿命化修繕計画」、「トンネル長寿命化修繕計画」に基づき、定期点検（5年に1度）を実施し、修繕等が必要な橋梁・トンネルの早期発見、改修等を進めます。</p>

⑧ 都市公園施設の整備、防災活動拠点機能の強化 [都市整備課]

【脆弱性の評価結果】	【強靱化の推進方針】
<p>「公園施設長寿命化計画（平成 26 年 3 月策定）」に基づき河口湖総合公園を代表とする都市公園（9 施設）、広場等 5 施設やポケットパークの補修・施設改修等を実施しています。また、ポケットパークとして大久保にぎわい広場や小曲展望広場を整備しました。引き続き、既存の公園・広場等を活用した身近な防災活動拠点の整備を図る必要があります。</p>	<p>○ 公園施設長寿命化対策支援事業を進めるとともに、市街地や空き地を利用した新規公園整備事業、樹林地の防砂機能等を保全する新しい森づくり推進事業を進めます。</p> <p>○ 「公園施設長寿命化計画」を見直します。</p>

⑨ 町庁舎等の耐震化の推進 [総務課]

【脆弱性の評価結果】	【強靱化の推進方針】
<p>「富士河口湖町耐震改修促進計画」、「富士河口湖町公共施設等総合管理計画」及び「富士河口湖町公共施設個別施設計画」等に基づき計画的に公共施設の耐震化、長寿命化を図っています。引き続き災害時の活用予定や、住民の利用頻度・人数等の視点から耐震化等の優先順位を検討し、対策を講じる必要があります。</p>	<p>○ 引き続き各施設の個別計画に基づき適正な維持管理、修繕等を行うことにより公共施設の長寿命化及び耐震化を図ります。</p>

⑩ 文化施設等における防災対策の推進 [文化振興局・生涯学習課]

【脆弱性の評価結果】	【強靱化の推進方針】
<p>町立文化施設（中央公民館、生涯学習館・子ども未来創造館、河口湖美術館、河口湖ステラシアター、河口湖円形ホール、大石紬伝統工芸館、河口湖ミュージアム、西湖いやしの里根場など）の来館者を災害時に安全に避難させるため、避難誘導や初期消火等の訓練など職員の意識や技術の向上に努めています。引き続き、来館者の安全の確保のため、継続して取り組みを行う必要があります。</p>	<p>○ 町立文化施設等の来館者を災害時に安全に避難させるため、引き続き避難誘導や初期消火等の訓練を実施します。</p> <p>○ 「公共施設再配備計画」等に沿い、耐震対策等を含めた計画的な維持管理を図るとともに、施設の指定管理者も含め、引き続き定期的な避難訓練を実施します。</p>

⑪ 小中学校校舎、屋内運動場及び武道場の耐震対策の推進・促進 [学校教育課]

【脆弱性の評価結果】	【強靱化の推進方針】
<p>本町には、小学校 8 校、中学校 2 校及び組合立中学校が 1 校あります。「学校施設長寿命化計画」に基づき、段階的に老朽校舎等の改修を進めていく必要があります。なお船津小学校プールの天井落下防止対策については平成 29 年度に改修済です。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「学校施設長寿命化計画」を基本に、今後も継続して施設改修を進めます。 ○ 将来的な児童生徒の減少を見込んだ中で、学校の適正配置に向けての協議・検討も進めます。

⑫ 児童福祉設等における防災対策の推進 [子育て支援課]

【脆弱性の評価結果】	【強靱化の推進方針】
<p>町の保育所は 10 施設（利用は 8 施設）がありますが、40 年を経過している施設があり、長寿命化等の対策が必要です。なお児童館は、最も古い施設でも平成 11 年以降の建築で比較的新しい施設といえます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 保育所・児童館等は計画的な維持管理・修繕を行い長寿命化を図ります。

⑬ 有形文化財（建造物）の耐震対策の推進 [生涯学習課]

【脆弱性の評価結果】	【強靱化の推進方針】
<p>国指定（重要文化財）の建造物については、国及び県の事業で耐震診断を実施し問題がないことが確認されています。町指定の有形文化財（建造物）については、耐震診断を推進し、対策を行う必要があります。なお、現状では県指定の有形文化財（建造物）は町内にありません。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 町指定の有形文化財（建造物）については、不特定多数が集まる文化財建造物を中心に今後耐震診断を推進し、文化財建造物の価値を損ねない範囲で対策を講じます。 ○ 不特定多数が集まらない文化財建造物については、損壊や倒壊に際して周囲に及ぼす影響を想定して措置を講じます。

⑭ 空き家対策の推進 [政策企画課、都市整備課]

【脆弱性の評価結果】	【強靱化の推進方針】
<p>「空家等対策の推進に関する特別措置法（平成 26 年 11 月）」に基づき、町では「空き家等に関する対策計画（平成 31 年 3 月）」を策定しています。しかし、空き家の解消は十分進んでいない状況であることから、引き続き、空き家対策を推進する必要があります。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 今後も町内の空き家等の増加が予測されることから、「空き家等に関する対策計画」に基づき適切な管理を促進するとともに、所有者への意識啓発を推進します。 ○ 所有者に対して、空き家バンク制度や移住促進住宅リフォーム補助事業、空き家提供促進補助事業など、空き家対策事業の情報提供に努めます。

【KPI の設定】

施策・事業	KPI	現状 (令和4年度)	目標 (令和10年度)
1の1-①木造住宅等の耐震化の促進	住宅の耐震化率	91.5%	95.0%
1の1-②避難路確保のための建築物等の耐震化の促進	避難所となっている公共施設の耐震化率	100%	100%
	生垣設置補助金助成件数	1件/年	3件/年
1の1-④町営住宅の長寿命化の推進	町有建築物の耐震化率	99.4%	100%
1の1-⑦橋梁・トンネル等の長寿命化の推進	早期・緊急措置が必要な橋梁数	0件	0件
	修繕トンネル数(町有)	1箇所	0箇所
1の1-⑧都市公園施設の整備、防災活動拠点機能の強化	都市計画区域住民1人当たりの都市公園面積	15.7㎡	16.0㎡以上
1の1-⑩空き家対策の推進	空き家バンク登録件数における年度内成約率(年度内の成約件数/年度内の登録数(募集物件数))	100.0%	100.0%

2. 住宅密集地の大規模火災による死傷者の発生

【起きてはならない最悪の事態 1－2】

① 常備消防の機能強化 [地域防災課]

【脆弱性の評価結果】	【強靱化の推進方針】
<p>大規模地震災害や火災から人命の保護を図るため常備消防（富士五湖広域行政事務組合消防本部）の機能強化を図るとともに、平時から火災予防、被害軽減のための取り組みの推進及び広域的な連携体制を構築する必要があります。なお、消防本部は令和4年度に新庁舎が整備されましたが、河口湖消防署は昭和47年の建物であり、耐震改修又は建て替えの必要があります。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 常備消防の機能強化を図るとともに、火災予防、被害軽減のための取り組み及び広域的連携を推進します。 ○ 河口湖消防署の耐震改修等について検討します。

② 耐震性貯水槽等の整備の促進 [地域防災課]

【脆弱性の評価結果】	【強靱化の推進方針】
<p>開発行為等の大規模な事業に対し、防火水槽等の消防施設整備指導を行うとともに、消火栓及び防火水槽について老朽化等の状況に応じ改修を行っています。今後も計画的な消防水利の整備が必要です。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 消防用施設の設置指導をはじめ、水道管整備箇所に応じた消火栓や耐震性貯水槽等の消防水利の計画的整備・改修を進めます。

③ 消防防災ヘリポートの確保・整備の促進 [地域防災課]

【脆弱性の評価結果】	【強靱化の推進方針】
<p>大規模地震等の発生時、ヘリコプターによる人員搬送や物資輸送を円滑に行うため、小中学校校庭・公園、河川敷・湖畔等に22か所のヘリコプター発着場を確保しています。また、県消防防災ヘリコプター緊急運航マニュアルに基づく飛行場外離着陸場2施設、緊急離着陸場6施設が指定されています。引き続き離着陸場の確保・整備、管理を行う必要があります。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 県は、避難場所とは別の場所での適地を要請しており、引き続き消防本部等と連携を図りながら、県による適地調査を含めた技術支援を受け、ヘリポートの確保・整備を図ります。

④ 消防団員の確保対策等による消防団の活性化の促進 [地域防災課]

【脆弱性の評価結果】	【強靱化の推進方針】
<p>本町の消防団は7分団(293人 令和4年7月)で構成され、分団詰所は24施設があり、老朽化している施設もあります。また、消防団員の確保等を図るため、運転免許の取得支援や消防学校への派遣等の実施など、引き続き、団員確保、処遇改善、施設の改修等を行う必要があります。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 消防団の活性化のため、団員の確保を図るとともに、移動消防学校など技能向上に努めます。また、地域状況に応じ分団詰所などの施設統廃合の検討を行います。

⑤ 消防団の救助資機材等の整備促進 [地域防災課]

【脆弱性の評価結果】	【強靱化の推進方針】
<p>災害等の発生時において、より効果的な活動ができるよう、消防団の救助用資機材等の充実を行っており、引き続き充実する必要があります。</p>	<p>○ 国の示す消防団の装備の基準等を踏まえながら、引き続き消防団の救助用資機材等の充実を図ります。</p>

【KPI の設定】

施策・事業	K P I	現状 (令和 4 年度)	目標 (令和 10 年度)
1 の 2-④消防団員の確保対策等による消防団の活性化の促進	消防団員数	293 人	300 人

3. 豪雨等に伴う浸水や豪雪等による死傷者の発生

【起きてはならない最悪の事態 1－3】

① 避難指示判断マニュアルの策定 [地域防災課]

【脆弱性の評価結果】	【強靱化の推進方針】
<p>地域防災計画において避難勧告等の判断基準の概要を整備しています。近年、国の「避難情報に関するガイドライン（令和3年5月）」が改定され、新たな警戒レベルの導入による避難情報へと変更されています。実効性のある「避難情報等の判断・伝達基準」の検討と作成の必要があります。</p>	<p>○ 国のガイドラインに基づく「避難情報等の判断・伝達基準」をより実効性のある基準とするため、地域の実態にあわせた改定と広報・周知を図ります。</p>

② 被害状況等の情報収集体制の確立 [地域防災課]

【脆弱性の評価結果】	【強靱化の推進方針】
<p>ライブカメラ等や SNS の画像を活用するなど被災情報収集体制の整備及び県の消防防災ヘリコプターテレビ伝送システムによる被災状況等の映像の有効活用が課題です。</p>	<p>○ 防災関係機関との連携強化、県消防防災ヘリコプターテレビ伝送システム、ライブカメラや SNS、ドローンの活用など被災情報収集体制の整備を進めます</p>

③ 河川管理施設の長寿命化の推進 [都市整備課]

【脆弱性の評価結果】	【強靱化の推進方針】
<p>洪水災害を未然に防止するため、準用河川（20河川）の定期的な巡視・点検等を進め、必要に応じて樹木伐採や浚渫など河川管理施設の維持、砂防事業・河川改修事業を推進しています。河口湖・西湖の浸水被害対策については、県の放水路の整備が完了し、水位調整等防災対策に取り組んでいます。</p>	<p>○ 洪水等による被害を軽減するため、引き続き河川管理施設の点検・維持や護岸未整備区間の整備など砂防事業・河川改修事業、雪解沢改修浚渫事業を推進します。</p>

④ 雨水貯留浸透施設の整備の推進 [都市整備課]

【脆弱性の評価結果】	【強靱化の推進方針】
<p>市街化が進んだ地域では、川や水路に雨水が短時間で流れ込むようになり、浸水被害の危険性が増大する傾向となっています。大規模な開発においては貯留浸透施設の整備により、一定の成果を上げていますが、引き続き整備を推進し、洪水被害を軽減する対策が必要です。</p>	<p>○ 洪水災害を軽減するため、引き続き河川への流出を遅らせる雨水貯留浸透施設及び側溝の整備を推進します。</p>

⑤ 浸水・浸食被害を防ぐ農業用水利施設等の整備 [農林課]

【脆弱性の評価結果】	【強靱化の推進方針】
農地等の浸水・浸食被害が懸念される地域において、排水施設の整備を進めてきました。引き続き農地の浸水・浸食被害対策を推進する必要があります。	○ 農地の浸水が懸念される地域において、農業用水利施設等の整備を進めるとともに、整備済みの施設等の点検・調査を推進し、計画的な整備に向けて検討します。

⑥ 土砂災害ハザードマップの周知 [地域防災課]

【脆弱性の評価結果】	【強靱化の推進方針】
本町は、洪水ハザードマップの作成の対象河川はありませんが、重要水防区域や浸水可能性が高い地域、過去に湖水増水により浸水した地域については土砂災害ハザードマップ等において記載し普及する必要があります。	○ 避難を円滑かつ早期に行うため、土砂災害ハザードマップを改定・周知するとともに、浸水被害についてもハザードマップに表記するように検討します。

⑦ 水防訓練の実施 [地域防災課]

【脆弱性の評価結果】	【強靱化の推進方針】
毎年度、水防訓練を実施しており、洪水時の水防体制の強化、水防団員の水防技術の習得及び水防意識の高揚に努めています。しかし災害対応経験のない水防団員も多く、引き続き水防訓練を実施し水防技術の向上・継承等を図る必要があります。	○ 洪水時の水防体制の強化、消防団員の水防技術の習得及び水防意識の高揚を図るため、引き続き水防訓練を実施します。

⑧ 水防用資材の備蓄の推進 [地域防災課]

【脆弱性の評価結果】	【強靱化の推進方針】
水防用資材を備蓄し、災害が発生した場合に迅速な応急工事等への使用など、一定の成果を上げていますが、災害の規模によっては充分とは言えないことから、引き続き資材の定期的な更新及び増強を実施する必要があります。	○ 水害から住民の生命を守るため、引き続き水防用資材の定期的な更新と備蓄を行います。

⑨ 災害時における応急対策業務の協力体制の推進 [地域防災課]

【脆弱性の評価結果】	【強靱化の推進方針】
災害時の迅速な被災情報収集や円滑な応急対策業務の実施体制の確立のため、国・県との連携をはじめ、(社)山梨県建設業協会都留支部との協定締結や被災情報収集や応急復旧工事、台風時の東京電力パワーグリッドとの停電・復旧情報等の連絡など、一定の成果を上げています。引き続き、関係機関との連携強化や定期的な訓練等を実施する必要があります。	○ 災害時の迅速な被災情報収集や円滑な応急対策業務を実施するため、防災関係団体等との協定締結の促進、団体等との連絡体制等を常に最新のものになるよう随時情報の更新をするとともに、定期的に訓練を実施します。

⑩ 道路除排雪計画の推進 [都市整備課]

【脆弱性の評価結果】	【強靱化の推進方針】
<p>幹線道路や市街地の道路に対する除雪体制は備えていますが、平成 26 年の異常降雪被害の経験を踏まえ、想定を超えた降雪に対し、効率的な道路の除雪を行うため、他の道路管理者と連携した除雪体制を確立する必要があります。</p>	<p>○ 想定を超えた降雪に対し、効率的な道路の除雪を行うため、建設事業者等の協力を得て、国や県など他の道路管理者と連携した除雪体制を充実します。また、大規模な車両滞留への対策を検討します。</p>

【KPI の設定】

施策・事業	K P I	現状 (令和 4 年度)	目標 (令和 10 年度)
1 の 3-①避難指示判断マニュアルの策定	「避難指示等の判断・伝達基準」の作成（水害、土砂災害）	有	有
1 の 3-⑨災害時における応急対策業務の協力体制の推進	災害時応援協定等の締結数	41 件	50 件

4. 富士山火山噴火による死傷者の発生

【起きてはならない最悪の事態 1－4】

① 富士山火山避難基本計画の改訂及び訓練の実施（広域的な避難への対応）

[地域防災課]

【脆弱性の評価結果】	【強靱化の推進方針】
<p>町も参画する「富士山火山防災対策協議会」は、新たな「富士山ハザードマップ（令和3年3月改定）」を作成するとともに「富士山火山避難基本計画（令和5年3月策定）」として計画を改定しています。これまで、噴火を想定した総合図上訓練、富士山火山三県合同防災訓練、広域避難訓練などを実施しています。基本計画の改定に伴い、地域防災計画や事前避難、分散避難等を含む避難対策の見直し、訓練の継続実施が必要となります。</p>	<p>○ 富士山噴火災害時は、噴火の特性等により避難対象エリア、避難のタイミング、移動手段、避難先が変わります。噴火前の自主的な分散避難、降灰時の屋内退避、広域避難も想定されるため、町の新たな避難計画を策定するとともに、訓練も継続して実施し、臨機応変な対応態勢を強化します。</p>

② 避難・輸送の支援協定の締結 [地域防災課]

【脆弱性の評価結果】	【強靱化の推進方針】
<p>富士山火山噴火災害については広域避難が想定されるため、図上訓練・広域避難訓練等を実施し避難計画を検証しています。また、富士五湖汽船の協力を得た湖上輸送での避難訓練等を行っています。対応力の強化に向け民間団体との避難・輸送支援協定の検討や広域避難に関する協定の具体化を進める必要があります。</p>	<p>○ 広域避難先との包括的協定の具体化について検討するとともに、民間団体との避難・輸送の支援協定の締結を推進します。</p>

③ 富士山の火山ハザードマップの周知 [地域防災課]

【脆弱性の評価結果】	【強靱化の推進方針】
<p>住民に対する「富士山火山防災避難マップ」、登山者等に対する「富士山噴火時避難ルートマップ」等を周知しています。関係機関による噴火に際して即時に対応できる火山ハザードマップ（リアルタイムハザードマップ）の活用、ハザードマップを使いこなす防災教育に取り組む必要があります。</p>	<p>○ 「富士山火山避難基本計画」に基づく新たな富士山火山防災避難マップを作成・周知するとともに、富士山噴火の防災教育に取り組みます。</p> <p>○ 観光関係者と連携し観光客の避難対応について検討します。</p>

④ 富士山監視体制の整備の推進 [地域防災課]

【脆弱性の評価結果】	【強靱化の推進方針】
<p>県は、光ファイバー網の整備と高感度カメラを河口湖、山中湖、西湖及び本栖湖にそれぞれ設置し、富士砂防事務所及び町との映像配信による情報共有化を図っています。引き続き、国、県等の監視システム及び火山監視機器の整備を要請するとともに、監視映像等の情報の共有化により、富士山監視体制の強化を図る必要があります。</p>	<p>○ 富士山火山噴火の前兆現象を早期に特定するため、気象庁や火山専門機関等も含む監視体制の強化、情報提供を受け、避難体制の強化や緊急減災対策の迅速化を図ります。</p>

⑤ 富士山火山噴火緊急減災対策の推進 [地域防災課]

【脆弱性の評価結果】	【強靱化の推進方針】
<p>富士北麓地域 8 市町村により富士山火山噴火対策砂防事業を促進するための期成同盟会を設立しています。国・県は、「富士山火山噴火緊急減災対策砂防計画（基本編）平成 27 年度策定」に基づき支援体制の構築等について進めています。引き続き、関係市町村、県とともに国に要望を行い、富士山火山噴火減災対策を促進する必要があります。</p>	<p>○ 本町も参画する富士山火山噴火対策砂防事業を促進する期成同盟会として、富士砂防事務所、静岡県及び山梨県による「富士山火山噴火緊急減災対策砂防計画」の対策編の策定、事業実施の推進について、国に要望を行います。</p>

⑥ 富士山火山噴火等の災害に備えた道路網の整備 [都市整備課・農林課]

【脆弱性の評価結果】	【強靱化の推進方針】
<p>国・県とともに避難路や緊急輸送路となる幹線道路や生活道路等の整備を推進していますが、未整備の箇所も多く、引き続き富士山噴火等の災害時に避難・救援路となる道路網の整備を推進し、リダンダンシー（交通の多重性）の確保を図っていく必要があります。</p>	<p>○ 富士北麓地域から広域避難路となる幹線道路の整備、避難路となる国道 300 号、139 号、137 号、358 号、県道富士宮鳴沢線等の整備を要請します。</p> <p>○ 町道、都市計画道路、林道等の整備を推進します。</p>

⑦ 富士山火山噴火に伴う降灰から鉄道・道路交通等の確保を図る体制づくり

[都市整備課]

【脆弱性の評価結果】	【強靱化の推進方針】
<p>降灰により、鉄道施設や車両等に大きな被害が予想されるため、早期の復旧に向けての意識共有や連絡体制の確保が必要です。また、道路の除灰作業を行い避難路や輸送路を確保するため、道路の除灰に関する計画を検討する必要があります。</p>	<p>○ 降灰により、鉄道施設や車両等に大きな被害が予想されるため、早期の復旧に向けての連絡体制を整備します。</p> <p>○ 避難路や輸送路を確保するため、県等と協力し道路の除灰に関する計画の検討を進め、除灰できる体制づくりを行います。</p>

⑧ 富士山噴火時の広域避難に伴う渋滞対策 [地域防災課]

【脆弱性の評価結果】	【強靱化の推進方針】
富士山噴火時の広域避難の際、交通渋滞の発生が懸念されています。避難訓練等を通じ、渋滞予測、代替道路の選定等、渋滞対策を検証する必要があります。	○ 避難ルート別の富士山噴火時の広域避難訓練等を通じ、渋滞予測、代替道路の選定等、渋滞対策を検討します。

【KPI の設定】

施策・事業	KPI	現状 (令和4年度)	目標 (令和10年度)
1の4-①富士山火山避難基本計画の改訂及び訓練の実施（広域的な避難への対応）	富士山噴火広域避難訓練の実施	3／年	4／年
1の4-②避難・輸送の支援協定の締結	災害時応援協定等の締結数（再掲）※避難・輸送関連の協定数	10件	15件
1の4-⑥富士山火山噴火等の災害に備えた道路網の整備	町道整備率	46.0%	48.0%

5. 大規模な土砂災害による死傷者の発生

【起きてはならない最悪の事態 1-5】

① 災害時における緊急マニュアルの作成等 [地域防災課・都市整備課]

【脆弱性の評価結果】	【強靱化の推進方針】
<p>本町では足和田土石流等の大規模災害の経験もあり、同様の被害が想定される土砂災害警戒区域が多数指定されています。災害拡大や2次災害の防止を図るため、土砂災害ハザードマップの作成、道路、河川及び砂防施設の緊急パトロール等を実施しています。今後、土砂災害等の防災訓練、警戒・避難対策マニュアル等を作成する必要があります。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 災害拡大や2次災害の防止を図るため、引き続き、土砂災害ハザードマップの更新、道路、河川及び砂防施設の緊急パトロール等を実施するとともに、土砂災害等の防災訓練の実施検討、警戒・避難対策マニュアル等を作成します。

② 森林の公益的機能の維持・増進 [農林課]

【脆弱性の評価結果】	【強靱化の推進方針】
<p>本町の森林面積は 11,474ha に及び総面積の 72.4%を占めています。森林の公益的機能を発揮させるため、自然遺産としての植生の保全、植栽・保育・間伐等の作業を計画的に進めています。今後も、森林病虫害の駆除や火災防止活動等と併せて効果的に実施する必要があります。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 森林の公益的機能が高度に発揮される健全な森林づくりを推進するため県と連携し、引き続き森林環境保全推進事業等を計画します。 ○ 森林病虫害の駆除や林野火災防止パトロールを行うとともに、適切な森林施業を促進します。 ○ 樹林地の保全等を図るため新しい森づくり推進事業に取り組みます。

③ 治山事業による土砂災害対策の要請 [農林課]

【脆弱性の評価結果】	【強靱化の推進方針】
<p>県治山事業により、周辺の森林の山地災害防止機能等が適切に発揮されるなど一定の成果を得ています。引き続き、山地災害危険地区の見直し及び未着手解消を要請する必要があります。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 引き続き山間部集落周辺の山地災害防止機能を確保するため治山事業未着手地区の解消を要請します。

④ 土砂災害を防ぐ砂防施設整備の推進 [都市整備課]

【脆弱性の評価結果】	【強靱化の推進方針】
<p>県は、土砂災害警戒区域において砂防えん堤の整備、急傾斜地崩壊対策事業、地すべり対策事業等を実施し、土砂災害の未然防止に一定の成果を上げていますが、着手率はいまだ低い状況です。引き続き事業を実施するよう要請する必要があります。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 土砂災害を未然に防止し、町民の生命・財産を守るため、引き続き危険度、優先度の高い箇所から急傾斜地、砂防えん堤等の土砂災害対策施設の整備・長寿命化等を要請します。 ○ 県と協力し、災害の恐れがある地域での盛土・造成の監視・指導を強化します。 ○ 土砂災害警戒区域等のキャンプ施設等には、避難確保計画の作成を呼びかけます。

【KPI の設定】

施策・事業	KPI	現状 (令和4年度)	目標 (令和10年度)
1の5-①災害時における緊急マニュアルの作成等避難指示判断マニュアルの策定	土砂災害警戒区域の住民に対する訓練実施地区数	0地区	5地区
	「避難指示等の判断・伝達基準」の作成(水害、土砂災害)(再掲)	有	有

6. 避難行動の遅れ等による死傷者の発生

【起きてはならない最悪の事態 1－6】

① 避難行動要支援者名簿の効果的な運用

[地域防災課・福祉推進課・健康増進課・子育て支援課]

【脆弱性の評価結果】	【強靱化の推進方針】
<p>避難行動要支援者の状況を把握するとともに、地域支援者等の地域の互助共助を高めるため、情報を一元的に取りまとめた避難行動要支援者名簿を構築し、定期的に追加・更新しています。なお、65歳以上の虚弱な一人暮らし高齢者又は高齢者のみ世帯を対象に、携帯用無線発信機、緊急通報用電話機を設置し、援助及び支援を行っています。</p> <p>また、救急医療情報キットの配付・活用などの取組を行っています。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 避難行動要支援者名簿の整備を引き続き進め、システムを活用した有効な運用、個別避難計画を作成します。当システムを活用した、安否確認訓練、避難誘導訓練、福祉避難所設置・運営訓練等を実施します。また、「災害救助協力隊」との協働も考慮します。 ○ 自主防災組織における要配慮者支援の取り組みを促進します。

② 避難行動要支援者防災訓練の実施 [福祉推進課・健康増進課]

【脆弱性の評価結果】	【強靱化の推進方針】
<p>避難行動要支援者の円滑な避難を行うため、防災訓練を通じた避難誘導、避難行動要支援者などに配慮した福祉避難所（14施設）所を確保しましたが、引き続き防災訓練、福祉避難所を確保する必要があります。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 障害者等への情報支援を充実するとともに、福祉避難所の指定（受入れ協定の締結）促進と受入体制の整備を進めます。 ○ 避難支援者等との連絡を円滑にする防災チャットポッド等の導入を検討します。

③ 要配慮者等の避難所としての社会福祉施設（高齢者施設）の利用の促進

[福祉推進課・健康増進課]

【脆弱性の評価結果】	【強靱化の推進方針】
<p>高齢者施設を在宅で援護を必要とする高齢者の避難所として活用するため、福祉避難施設として16施設を指定しており、引き続き、在宅の要配慮者が高齢者施設を利用する体制の構築を進める必要があります。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 福祉避難施設との連携を強化し、引き続き、在宅の要配慮者が高齢者施設を利用する体制の構築を進めます。

④ 社会福祉施設における防災資機材等の整備促進

[地域防災課・福祉推進課・健康増進課・子育て支援課]

【脆弱性の評価結果】	【強靱化の推進方針】
<p>高齢者、障害者、児童福祉施設の防災資機材等の整備のため、施設ごとの整備状況を確認するとともに、不備等があった場合には改善を働きかけています。引き続き、防災資機材等の整備を促進する必要があります。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 福祉施設の防災資機材等の整備のため、引き続き、施設ごとの整備状況を確認するとともに、不備等があった場合には改善を働きかけるなどして防災資機材等の整備を促進させます。

⑤ 正しい避難行動等の普及 [地域防災課]

【脆弱性の評価結果】	【強靱化の推進方針】
町では、防災訓練や地区の防災マップの作成、広報などにより、防災意識の向上に努めています。引き続き、様々な災害、状況に対応できるように防災教育を推進する必要があります。	○ 線状降水帯予報など新たな情報の周知、居住地区の災害リスクの周知、正常性のバイアス等の知識の普及、正しい避難行動の周知、自動車へのこまめな満タン給油など自主的な避難対策の取り組みを働きかけます。

⑥ 被災を抑制する就業態勢の普及・促進 [地域防災課]

【脆弱性の評価結果】	【強靱化の推進方針】
新型コロナウイルス感染対策で、テレワークや時短営業等の柔軟な働き方への対応が検討されました。防災においても、風水害予想の際には、計画的な休業や在宅勤務等への対応を啓発・周知する必要があります。	○ 事業者等への風水害予想時等のテレワーク、計画休業等の外出抑制対策を呼びかけます。

⑦ 高齢者・障害者施設への緊急入所ができる体制の検討 [福祉推進課・健康増進課]

【脆弱性の評価結果】	【強靱化の推進方針】
高齢者・障害者施設が被災し入所者の避難が必要となる事態を想定し、他施設で入所者を受け入れるための体制整備について、施設ごとの受け入れ可能数や運用上の課題等の検討を行うことなどの協力を依頼しています。引き続き、被災入所者を他施設で受け入れる体制整備を促進する必要があります。	○ 高齢者・障害者施設等、要配慮者利用施設への避難確保計画の策定を促進します。 ○ 施設ごとの受け入れ可能数や運用上の課題等の検討を行うことなどを周知し、高齢者施設の入所者の相互受け入れや在宅要配慮者の避難受け入れ体制の整備を図ります。 ○ 避難所における福祉的支援のために山梨DWATへの派遣要請も検討していきます。

【KPI の設定】

施策・事業	KPI	現状 (令和4年度)	目標 (令和10年度)
1の6-①避難行動要支援者名簿の効果的な運用	個別避難計画の作成率	0.0%	100.0%

第2節 救助・救急、医療活動等が迅速に行われる

【事前に備えるべき目標2】

1. 生命に関わる物資・エネルギー供給の停止

【起きてはならない最悪の事態2-1】

① 災害時に備えた民間企業等との協定締結の推進 [地域防災課]

【脆弱性の評価結果】	【強靱化の推進方針】
<p>災害発生による様々な事態に対応するため、民間企業（飲料水、一時避難所、食品・生活必需品、廃棄物処理、緊急放送、輸送支援、福祉避難所等）、市区町村（相互応援、HP代替、広域避難等）、各種団体等と協定の締結を行い、連携の強化を図っています。引き続き、関係団体等との連携を強化する必要があります。</p>	<p>○ 災害発生による様々な事態に対応するため、引き続き想定される事態及び必要な対応について検討し民間企業、市区町村、各種団体等と協定の締結及び連携の強化を図ります。</p>

② 避難所への公的備蓄の保管促進（食料等の確保） [地域防災課]

【脆弱性の評価結果】	【強靱化の推進方針】
<p>町では、各防災備蓄倉庫等へ食料、資機材等の備蓄を進めており、総人口2食分を上回る備蓄があります。また、5か所に備蓄倉庫を新設しました。引き続き、公的備蓄量の増加及び家庭におけるローリングストック（最低3日分、推奨7日分）等の呼びかけを行う必要があります。</p>	<p>○ 各防災備蓄倉庫等へ食料、資機材等の備蓄を進める防災備蓄事業（備蓄食料配備及び防災備品整備事業）を推進するとともに、家庭におけるローリングストック等の呼びかけを行います。</p>

③ 自主防災組織の防災資機材の整備促進 [地域防災課]

【脆弱性の評価結果】	【強靱化の推進方針】
<p>地域の防災力を高めるため、自主防災組織に対して、コミュニティ助成事業の利用による可搬ポンプなど防災資機材等の整備を図っています。引き続き、防災資機材等の整備を図る必要があります。</p>	<p>○ 地域の防災力を強化するため、引き続きコミュニティ助成事業を始めとする各種財源の利用による防災資機材等の整備を図ります。</p>

④ 災害に強い物流システムの構築 [地域防災課]

【脆弱性の評価結果】	【強靱化の推進方針】
<p>県は、災害に強い物流システムを構築するため、広域物資拠点施設の選定、通信設備等の整備を行い、また、山梨県トラック協会及び山梨県倉庫協会等と協定を締結し、物資の荷役・配送作業に係る体制を整備しています。町も、県トラック協会との協定締結しており、関係機関と協議し、救援物資の受領方法、手段等について検討する必要があります。</p>	<p>○ 災害に強い物流システムを構築するため、関係機関と協議し、国等によるプッシュ型救援物資の受け入れ方法、町の物資拠点から避難所等へ救援物資を届けるラストワンマイルの課題について検討を行います。</p>

⑤ 緊急物資調達・配送システムの確立 [地域防災課]

【脆弱性の評価結果】	【強靱化の推進方針】
<p>災害発生時に生活必需物資（食料品、飲料水及び日用品）を調達するために、小売業と協定を締結しています。必要とされる物資を速やかに確保できるよう調達体制の拡充を図るため、協定締結企業者と協定内容の見直しを行うとともに、物流事業者のノウハウを活用した体制整備に向けて関係者と検討を行う必要があります。</p>	<p>○ 災害発生時に生活必需物資（食料品、飲料水及び日用品）協定に基づき、必要とされる物資を速やかに確保できるよう調達体制の拡充を図ります。</p> <p>○ 協定締結企業者と協定内容の見直しを行うとともに、物流事業者のノウハウを活用した体制整備に向けて関係者と検討を行います。</p>

【KPI の設定】

施策・事業	KPI	現状 (令和4年度)	目標 (令和10年度)
2の1-① 災害時に備えた民間企業等との協定締結の推進	災害時における食糧、飲料水、生活物資の供給に関する協定数	9件	10件
2の1-② 避難所への公的備蓄の保管促進(食料等の確保)	町の緊急物資(食料)の備蓄量	45,008食	53,012食
	町の緊急物資(飲料水)の備蓄量	8,352本	26,506本

2. 多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生

【起きてはならない最悪の事態 2-2】

① 衛星携帯電話の設置 [地域防災課]

【脆弱性の評価結果】	【強靱化の推進方針】
孤立の恐れがある集落に、衛星携帯電話を配備する必要があります。	○ 孤立の恐れがある集落への衛星携帯電話の配備を進めるとともに、備蓄品の拡充に努めます。

② 消防防災ヘリポートの活用 [地域防災課]

【脆弱性の評価結果】	【強靱化の推進方針】
平成 26 年豪雪時には自衛隊へ災害派遣要請を行い、病人や人工透析患者へのヘリコプターによる輸送等人命救助、孤立集落や避難所への医薬品や非常食、飲料水などの救援物資の空輸などの対応を行いました。引き続き、ヘリポートの確保・整備を図り、活用する体制を強化する必要があります。	○ 県による適地調査を含めた技術支援を受け、ヘリポートの確保・整備を図り、活用する体制を強化します。

③ 林道網の整備、確保（災害時の代替輸送路） [農林課]

【脆弱性の評価結果】	【強靱化の推進方針】
林道は、狭隘箇所等の改良工事等を行っていますが、災害発生時には連絡道路として活用が期待され、今後は代替路線となる林道の整備を順次行う必要があります。	○ 災害発生時の避難路や連絡道路として活用できるように、整備等に向けて検討します。

【KPI の設定】

施策・事業	KPI	現状 (令和 4 年度)	目標 (令和 10 年度)
2 の 2-①衛星携帯電話の設置	衛星携帯電話の設置数	0 台	3 台

3. 救助・救急活動等の絶対的不足や医療機能の麻痺

【起きてはならない最悪の事態 2 - 3】

① 病院救護マニュアルの活用の推進 [健康増進課・地域防災課]

【脆弱性の評価結果】	【強靱化の推進方針】
<p>県は災害時の対応能力の強化を図るため、各病院に救護マニュアルの作成を指導したところであり、一定の成果がありますが、今後は、町が主体となって実施する訓練に、医療機関の参加を促す必要があります。</p>	<p>○ 災害時の対応能力の強化を図るため、町が主体となって実施する訓練に、医療機関の参加を促します。</p>

② 基幹災害支援病院におけるライフライン確保 [水道課]

【脆弱性の評価結果】	【強靱化の推進方針】
<p>県は、災害拠点病院におけるライフライン確保体制の整備のため、災害拠点病院に対して通常時の 6 割程度の発電容量を持つ自家発電装置の整備を進めます。本町には山梨赤十字病院（基幹災害支援病院）があり、水道事業者として、その安定供給を推進する必要があります。</p>	<p>○ 県は、災害拠点病院におけるライフライン確保体制の整備のため、国の地域災害拠点病院設備整備事業を活用し、引き続きすべての災害拠点病院の指定要件充足に向けた発電機、燃料備蓄に関する整備を推進します。</p> <p>○ 町は、水道事業者として、施設の耐震化、応急給水などの体制整備を図ります。</p>

③ 病院の耐震化の促進 [健康増進課]

【脆弱性の評価結果】	【強靱化の推進方針】
<p>県内の全ての災害拠点病院で耐震化が完了するなど、一定の成果を上げていますが、町内においては耐震化が未実施の病院もあることから、引き続き、耐震化を促進する必要があります。</p>	<p>○ 町内の未耐震の病院に対し、耐震化の啓発を図ります。</p>

④ 医薬品等の備蓄・供給体制の整備 [健康増進課]

【脆弱性の評価結果】	【強靱化の推進方針】
<p>県は、山梨県医薬品卸協同組合と協定及び保管管理委託を締結し、医薬品等の備蓄を行っており、毎年度、備蓄品目の見直しを行っていません。想定を超えて交通が麻痺し、緊急対応が必要となった場合の対応策を検討する必要があります。</p>	<p>○ 医療救護に必要な医薬品等の調達を円滑に行うため、引き続き県との連携を図るとともに、町内の薬局等との協力の在り方や緊急対応が必要となった場合の対応策を検討します。</p>

⑤ 透析患者の支援体制の整備 [福祉推進課]

【脆弱性の評価結果】	【強靱化の推進方針】
<p>県は、県内人工透析医療機関の同意を得た透析実施患者情報を患者の居住地別に作成し、市町村等の関係機関と共有する体制を構築しています。町は、災害時の人工透析の確保のため、県、医療機関等と連携して体制整備を検討する必要があります。</p>	<p>○ 県の透析実施患者情報を活用するとともに、災害時の人工透析の確保のため、県、医療機関等と連携して体制整備を検討します。</p>

⑥ 救急搬送体制の充実強化 [地域防災課]

【脆弱性の評価結果】	【強靱化の推進方針】
<p>救急搬送における実施基準の見直し等を通じて、迅速適切な救急搬送を促進していますが、引き続き、救急搬送体制の充実強化を図る取り組みの必要があります。</p>	<p>○ 救急搬送体制の充実強化を図るため、引き続き救急搬送における実施基準の見直し等を通じて、迅速適切な救急搬送を促進します。</p>

⑦ 広域医療搬送体制の整備 [健康増進課]

【脆弱性の評価結果】	【強靱化の推進方針】
<p>災害時の医療救護対応能力の強化を図るため、県の大規模災害時医療救護マニュアルに基づき、各保健所と管内医療機関等が連携して情報伝達訓練を実施し、広域災害救急医療情報システム (EMS) や衛星携帯電話を活用しています。引き続き、広域医療搬送体制の充実強化を図る必要があります。</p>	<p>○ 災害時の医療救護対応能力の強化を図るため、今後は、保健所単位だけでなく、全県的な情報伝達訓練とともに、広域医療搬送訓練を実施します。 ○ 広域災害救急医療情報システム (EMS) を活用します。</p>

⑧ 災害時における医療救護の協力体制の構築の推進 [健康増進課]

【脆弱性の評価結果】	【強靱化の推進方針】
<p>災害時の医療救護協力体制の構築のため、富士吉田医師会等と災害時の避難所等への医療従事者等の派遣について協力を確保しています。引き続き、必要に応じた協力内容の見直しを行う必要があります。</p>	<p>○ 災害時の医療救護協力体制の構築のため、富士吉田医師会等と災害時の避難所等への医療従事者等の派遣について協定の締結を進めます。 ○ 関係機関等と協力し災害時活動検討会議 (富士北麓地区救急医療会議) を開催します。</p>

【KPI の設定】

施策・事業	K P I	現状 (令和 4 年度)	目標 (令和 10 年度)
2 の 3-②基幹災害支援病院 におけるライフライン確保	災害時における水道施設等の応 急対策業務に関する協定数	2 件	2 件
2 の 3-⑧災害時における医 療救護の協力体制の構築の 推進	災害時における医療救護活動の 支援、資機材の供給に関する協定 数	7 件	7 件

4. 多数の帰宅困難者の発生による混乱

【起きてはならない最悪の事態 2 - 4】

① 町有施設の避難者対応の検討 [地域防災課]

【脆弱性の評価結果】	【強靱化の推進方針】
町では、河口湖ショッピングセンターと「災害時における一時避難所としての使用に関する協定」の締結等を行っています。災害時の帰宅困難者・滞留者の一時避難のため、町有施設の開放の方針を作成し、一時的な避難者への対応方法を検討する必要があります。	○ 災害時の帰宅困難者・滞留者の一時避難のため、町有施設等の開放の方針を検討し、適切に運用します。

② 帰宅困難者対策の推進 [地域防災課]

【脆弱性の評価結果】	【強靱化の推進方針】
県は、帰宅困難者の一時避難のため、コンビニエンスストア、ファミリーレストラン、ガソリンスタンド等と協定の締結を実施しています。町は、各協定事業者等への交通情報や救護措置など支援情報の提供を行う必要があります。	○ 県による災害時帰宅支援ステーションとの協定の締結に加え、町による企業等への働きかけを検討します。更に各災害時帰宅支援ステーションとの連携方策について検討します。

③ 観光連盟等と連携した帰宅困難者・滞留旅客対策の推進 [観光課]

【脆弱性の評価結果】	【強靱化の推進方針】
観光客への避難場所、水及び食料の提供は、通常の帰宅困難者と同様に町が主体となって行うことになります。観光連盟等と連携し、旅館、ホテル等での一時避難や旅行会社による帰宅用バスの借り上げ等の手配などが行われるよう努める必要があります。	○ 観光連盟等と連携し、旅館ホテル等での一時避難や旅行会社による帰宅用のバス借り上げ等の手配などが行われるよう働きかけを行います。

④ 駅における帰宅困難者対策 [地域防災課]

【脆弱性の評価結果】	【強靱化の推進方針】
富士急行では、帰宅困難者対策として、駅における対応マニュアルの作成、各駅における具体的な体制の整備、一時滞在スペースの確保、飲料水等の備蓄品の配備について、順次、実施しています。町は鉄道事業者と協力し、一時滞在スペースの提供等を行う必要があります。	○ 鉄道事業者と協力し、一時滞在スペース（避難場所）の提供等を行います。

⑤ 道の駅等の防災機能の確保 [地域防災課・観光課]

【脆弱性の評価結果】	【強靱化の推進方針】
道の駅かつやまでは、防災拠点として休憩施設、情報提供施設整備、EV 充電器の設置等を実施しました。風水害や豪雪、南海トラフ地震、富士山噴火などの広域的な災害に対し、更なる地域防災機能の確保に向けた準備と維持管理を適切に行っていく必要があります。	○ 道の駅かつやまでは、広域的な災害に対し、更なる地域防災機能の確保に向けた準備と維持管理を適切に行います。

⑥ 帰宅困難者等の搬送体制の構築 [地域防災課・観光課]

【脆弱性の評価結果】	【強靱化の推進方針】
鉄道事業者への早期の復旧要請や道路管理者等への緊急輸送道路の確保要請を行うとともに、帰宅困難者、滞留者及び孤立集落の住民を迅速かつ適切に輸送するため、交通事業者等と協議を行い、連絡体制の確立を図る必要があります。	○ 鉄道事業者への早期の復旧要請やバス等による振替輸送手段の確保、また、道路管理者等への緊急輸送道路の確保要請を行うとともに、帰宅困難者、滞留者及び孤立集落の住民を迅速かつ適切に輸送するため、「観光防災の手引き」に基づき交通事業者、観光連盟、観光協会等との連絡体制の確立を図ります。

⑦ 登山者等の安全確保のための登山者数の実態把握の推進 [観光課]

【脆弱性の評価結果】	【強靱化の推進方針】
山梨県警察では、平成 27 年 4 月 24 日に日本山岳ガイド協会が運営する「コンパス（登山届出システム）」の締結を行っています。今後は、町施設、観光連盟、関係機関と連携し「コンパス（登山届等システム）」への登録・計画書の提出等について周知徹底する必要があります。	○ 災害時等の迅速な捜索救助活動、避難誘導等のため、登山口・最寄駅等における街頭指導等による「コンパス（登山届等システム）」等を使用した登山届の提出の周知・広報活動等を関係機関と連携しながら推進します。

⑧ 富士山五合目以上の区域における観光客等避難対策の推進 [地域防災課]

【脆弱性の評価結果】	【強靱化の推進方針】
町は富士山五号目のインフォメーションセンター・救護所の運営に協力しています。富士山五合目以上の区域においては、復旧に数日間を要する事態が発生した場合には、多数の滞留者が発生するため、速やかに麓まで避難（下山）させる必要があります。関係機関と協力し、町として下山者への水・食料や一時避難場所を提供する必要があります。	○ 富士山五号目のインフォメーションセンター・救護所設置の運営を継続します。関係機関と協力し、滞留者を避難（下山）させるとともに、下山者への水・食料、ヘルメット・防塵マスク等や一時避難場所を提供します。

⑨ Free Wi-Fi スポット整備の促進 [地域防災課・観光課]

【脆弱性の評価結果】	【強靱化の推進方針】
<p>本町には、観光施設や公共施設などに無料 Wi-Fi スポットが多数あります。Wi-Fi スポットは、災害時の通信インフラとしての活用なども含め、観光情報にとどまらず防災対策としての充実を図る必要があります。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 来訪者等が利用できるように「まちなか Wi-Fi 設置事業」を推進し、観光防災としての情報活用の充実を検討します。 ○ 避難所となっている公共施設等のうち未設置施設への Wi-Fi 整備を推進します。

⑩ 外国人旅行者に対する防災情報提供体制の整備 [観光課]

【脆弱性の評価結果】	【強靱化の推進方針】
<p>富士河口湖総合観光案内所はビジットジャパン案内所（外国人観光案内所）に認定され案内・情報提供を行っています。また、外国人旅行者の受け入れ環境整備のため、町観光情報サイト等の多言語化を行っているため、この HP 等への災害情報をリンクさせるなどの防災情報提供の充実を図る必要があります。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 国際観光振興事業により外国人旅行者の受け入れ環境の整備を進めるとともに、町の HP 等からの災害情報の発信を行い、外国人観光客に対する防災対策の充実を図ります。 ○ 観光庁災害時情報提供ポータルサイト等の利用を呼びかけます。

5. 被災地における疫病・感染症等の大規模発生

【起きてはならない最悪の事態 2-5】

① 災害時における保健師活動マニュアルの活用 [健康増進課]

【脆弱性の評価結果】	【強靱化の推進方針】
<p>県の災害時における保健師活動マニュアルに関する研修会への参加、マニュアルの活用を図っています。引き続きマニュアルを活用した取り組み等、平常時から災害時を想定した準備をしておく必要があります。</p>	<p>○ 県の災害時における保健師活動マニュアルを活用した取り組み等、平常時から災害時を想定した準備をします。</p>

② 衛生害虫駆除体制の構築 [健康増進課]

【脆弱性の評価結果】	【強靱化の推進方針】
<p>衛生害虫駆除を迅速に実施できる体制の確保のため、保健所等との連携体制を強化する必要があります。</p>	<p>○ 衛生害虫駆除を迅速に実施できる体制の確保のため、保健所等との連携体制を強化します。</p>

③ 災害時の感染症対策の促進 [健康増進課]

【脆弱性の評価結果】	【強靱化の推進方針】
<p>新型コロナウイルス感染症等の対策資機材（マスク、消毒液、防護服等）を備蓄するとともに、観光連盟と「新型コロナウイルス感染症期間中における民間施設使用要請に関する協定」を締結しています。また、災害発生時における新型コロナウイルス感染対策ガイドライン等に基づき、避難所等の対策を強化しましたが、令和5年5月8日から「5類感染症」に移行しています。</p>	<p>○ 感染症対策資機材（マスク、消毒液、防護服等）を備蓄するとともに、災害発生時における新たな感染対策が必要な場合は、ガイドライン等に基づき、避難所等の対策を強化します。</p>

④ 災害時の栄養・食生活支援の実施体制の確保 [健康増進課]

【脆弱性の評価結果】	【強靱化の推進方針】
<p>県の「災害時の栄養・食生活支援マニュアル」に基づき、栄養士の研修会への参画などを行っています。また、食生活改善推進委員会への防災講座を開催しました。災害時の栄養・食生活支援ができるよう。マニュアルの活用促進と体制づくりが必要です。</p>	<p>○ 「災害時の栄養・食生活支援マニュアル」に基づき、食生活改善推進委員会等の協力を得て、災害時の栄養・食生活支援の体制づくりを進めるとともに、避難所での食物アレルギーへの配慮と注意喚起に努めます。</p>

第3節 必要不可欠な行政機能を確保する

【事前に備えるべき目標3】

1. 職員の被災、施設等の被害による行政機関の機能不全

【起きてはならない最悪の事態3-1】

① 防災体制の強化のための組織整備 [地域防災課]

【脆弱性の評価結果】	【強靱化の推進方針】
町の防災対応力を強化するため、地域防災計画や初動マニュアル、業務継続計画（BCP）などにおいて事務分掌等の明確化を図るとともに、組織改編により地域防災課を発足させました。	○ 引き続き地域防災計画や初動マニュアル、業務継続計画（BCP）などにおいて事務分掌等の明確化を図るとともに、必要な人員を配置していきます。

② 大規模災害発生時の初動対応訓練の実施 [地域防災課]

【脆弱性の評価結果】	【強靱化の推進方針】
大規模災害発生時の迅速的確な初動対応及び職員の危機管理意識の醸成を図るため、これまで、発災時の初動体制の確立、被害情報の収集、救出救助活動等への対応等の初動対応訓練、山梨県富士山火山総合防災訓練、富士河口湖町総合防災訓練を実施し、初動対応について見直しを行っています。引き続き、迅速的確な初動対応の見直し及び職員の危機管理意識の醸成を図る必要があります。	○ 大規模災害発生想定を再検証し、初動体制の確立、被害情報の収集、救出救助活動等への対応等の初動対応訓練を実施し、迅速的確な初動対応の随時見直し及び職員の危機管理意識の醸成を図ります。

③ 業務継続体制の確立 [地域防災課]

【脆弱性の評価結果】	【強靱化の推進方針】
町自身が被災した場合でも非常時優先業務を適切に遂行するため「業務継続計画（BCP）（平成30年度）」を策定しています。災害時における業務継続のため、災害時の登庁可能職員数を確保するとともに計画についても継続的に検証・改定する必要があります。	○ 災害時における業務継続のため、「業務継続計画（BCP）」の運用、災害時の登庁可能職員数を確保するとともに、計画についても継続的に検証・改定を行います。

④ 他自治体との連携推進 [地域防災課]

【脆弱性の評価結果】	【強靱化の推進方針】
<p>他自治体との相互応援協定については、逐次拡充を進め、災害時の連携に即応できる体制の構築に努めています。引き続き、起こりうる大規模災害に適切に対応できる体制の充実を図るため、他自治体との連携強化を推進する必要があります。</p>	<p>○ 他自治体との相互応援協定に基づく災害時の連携に即応できる体制の構築を図るとともに、国、県からの応援、他自治体との相互応援の円滑化を図るため受援マニュアル等を作成します。</p>

⑤ 非常参集体制の確立 [地域防災課]

【脆弱性の評価結果】	【強靱化の推進方針】
<p>大規模災害が発生した際の初動体制を確保するため、連絡網の整備、勤務時間外（夜間、週休日及び休日）の宿日直体制、本部長等の登庁方法、連絡体制や不在時の取扱いについて検証しています。引き続き、地震以外の災害においても確実な初動体制を確保するため、研修及び訓練を強化するとともに課題を整理します。</p>	<p>○ 大規模災害が発生した際の初動体制を確保するため、非常参集訓練を実施し、検証、研修等、非常参集体制の見直しを行います。 ○ 確実な初動体制を確保するため、課題を整理します。</p>

⑥ 災害対策本部体制などの防災体制の検証・見直し [地域防災課]

【脆弱性の評価結果】	【強靱化の推進方針】
<p>災害種別ごとの災害対策本部の設置基準や災害発生前等に災害警戒本部を設置するなどの町の防災組織体制の強化等を図っています。災害時の対応力向上のため、引き続き災害対策本部体制等の検証・見直しを行う必要があります。</p>	<p>○ 災害の種類・規模に応じた対応力向上のため、引き続き災害対策本部体制等、防災体制等の検証・見直しを行います。</p>

⑦ 災害対応に関する職員研修の充実・強化 [地域防災課]

【脆弱性の評価結果】	【強靱化の推進方針】
<p>災害発生時に迅速かつ的確な初動対応や応急対応が図れるよう、職員の危機管理研修を実施しています。今後、防災体制の見直しに併せて、防災研修を実施するとともに、初動マニュアル等を随時見直し、各班の研修や訓練を実施する必要があります。</p>	<p>○ 防災体制の見直しに併せて、防災研修を実施するとともに、初動マニュアル等を随時見直し、各班の研修や訓練を実施します。</p>

⑧ 被害情報の収集・伝達体制確立のための防災行政無線等の整備 [地域防災課]

【脆弱性の評価結果】	【強靱化の推進方針】
<p>災害時における被害情報収集・伝達体制の確立のため、町防災行政無線（移動系システムを含む）のデジタル化やJアラート（全国瞬時警報システム）の設備更新を行うとともに、災害時における活動拠点となる都市公園等に防災行政無線を増設するなど通信機能の強化を図っています。引き続き、安定した通信確保を図るため、施設の維持管理と整備を行う必要があります。</p>	<p>○ 災害時における被害情報収集・伝達体制の確立のため、町や県の防災行政無線、県のLアラート（災害情報共有システム）、災害時優先電話の活用やJアラートによる情報伝達の強化を進め、安定した通信機能の確保、テレビ、スマートフォン等による可視化・多言語化を図ります。</p>

⑨ 防災情報システムの構築・運用 [地域防災課]

【脆弱性の評価結果】	【強靱化の推進方針】
<p>災害時は、FM ふじやま、エフエム富士五湖、河口湖有線テレビ放送、北富士有線放送、CATV 富士五湖、NHK、YBS、UTYほか各報道機関への放送の要請を行い、テレビ・ラジオ・インターネット・新聞紙面を活用した情報提供を行う必要があります。なお、エフエム富士五湖とは、防災協定を締結し、「安心安全メール」のFM放送波による情報提供を実施しています。また、多様な情報提供手段を確保するため、公式X・フェイスブック・LINE及びスマートフォン向けホームページを開設するとともに、町ホームページの支障に備え災害協定市ホームページの相互運用を行っていますが、これらを活用した情報提供を行う必要があります。</p>	<p>○ 災害時の情報混乱を招かないように、「山梨県総合防災情報システム」を通じたLアラートによる報道機関への発信を基本とし、ケーブルテレビ（河口湖有線テレビ放送、北富士有線放送）、コミュニティFM（FMふじやま、エフエム富士五湖）によるデータ放送や緊急放送等、併せてホームページ、SNS等の媒体の活用を通じたきめ細かな情報発信を行います。</p> <p>○ 引き続き、災害協定市ホームページの相互運用を行います。</p>

⑩ 災害時広報マニュアルの整備・運用 [地域防災課]

【脆弱性の評価結果】	【強靱化の推進方針】
<p>災害情報の迅速かつ確実な提供のため、災害時広報文を用意していますが、災害時広報活動マニュアル等を整備する必要があります。</p>	<p>○ 住民等への情報の迅速かつ確実な提供のため、災害時広報活動マニュアルを整備し、必要に応じ見直しを行います。</p>

⑪ 高所監視カメラ・テレビ会議システム等の活用 [地域防災課]

【脆弱性の評価結果】	【強靱化の推進方針】
<p>災害発生時に、現地の被害状況を迅速に収集するため、高所カメラ、ライブカメラの映像や、テレビ会議システムは有効な手段です。引き続き、災害発生時の被害状況を迅速に収集するため、高所カメラやテレビ会議システムを活用する必要があります。</p>	<p>○ 災害発生時の被害状況を迅速に収集するため、ライブカメラや高所カメラ、ドローン、テレビ会議システムやWEB会議アプリ、SNS等のリアルタイム情報などを活用します。</p>

⑫ 消防救急デジタル無線の広域化・共同化の促進 [地域防災課]

【脆弱性の評価結果】	【強靱化の推進方針】
<p>富士五湖消防本部の消防救急無線デジタル化は完了（平成 26 年）しています。引き続き、広域的な機動性の確保、災害に強い情報通信体制の整備を進めていくため、消防救急無線のデジタル化の広域化・共同化を行う必要があります。</p>	<p>○ 消防救急無線の広域化・共同化により、広域的な機動性の確保とともに、災害に強い情報通信体制の整備を進めます。</p>

⑬ 行政データ・プログラム等のバックアップ機能強化 [地域防災課]

【脆弱性の評価結果】	【強靱化の推進方針】
<p>町は行政データ・システム等の保全のため県内外のデータセンターでバックアップを実施しています。庁舎被災等への対応を充実させるため ICT 部門の業務継続計画（BCP）の策定などにより、早期復旧ができる体制整備を図る必要があります。</p>	<p>○ 行政データ・システム等のバックアップやクラウド化を継続するとともに、ICT 部門の業務継続計画（BCP）の策定などにより、早期復旧ができる体制整備を図ります。</p>

⑭ 災害時における燃料確保の推進 [地域防災課]

【脆弱性の評価結果】	【強靱化の推進方針】
<p>県は、山梨県石油協同組合と災害時の燃料の優先供給に係る協定を締結し、緊急車両等に供給する燃料の備蓄促進など県レベルで燃料の安定供給を図っています。町における燃料確保の取り組みとしては、山梨県石油協同組合との協定を締結しており、災害時の燃料優先確保を図っています。また、電気自動車用急速充電器の増設を進めています。</p>	<p>○ 大規模災害時に主要幹線道路が寸断され、燃料供給が断たれた場合においても、救援・救助活動等を間断なく実施するため、県と協力し、緊急車両等に供給する燃料確保のため、近隣の中核給油所及び小口配送拠点の備蓄促進により燃料の安定供給を図ります。</p> <p>○ 電気自動車用急速充電器の増設を進めます。</p>

⑮ 防災拠点施設における自立・分散型電源等の導入の推進 [地域防災課]

【脆弱性の評価結果】	【強靱化の推進方針】
<p>防災拠点等の非常用電源の確保等のため、町有施設において太陽光発電設備等を設置しています。また、通常時の省エネ対策と非常用電源確保のため、防災拠点となる施設に、太陽光発電設備とともに蓄電池等を整備しています（勝山ふれあいセンター等）。引き続き、災害時に有効な自立・分散型電源の導入を推進していく必要があります。</p>	<p>○ 町施設等、防災拠点の非常用電源については、太陽光発電と蓄電池のシステムに加え、熱電を併給できるコージェネレーションシステムや燃料電池等の導入について検討します。</p>

⑩ 太陽光発電事業者との協定 [地域防災課]

【脆弱性の評価結果】	【強靱化の推進方針】
<p>環境に配慮した再生エネルギーの活用方策として公共施設の有効活用と災害発生時の非常用電源として活用をする目的で、太陽光発電事業を手掛ける企業と「太陽光発電事業基本協定」を締結しています。災害時の非常用電源として町での新たなインフラ投資として促進する必要があります。</p>	<p>○ 災害発生時の非常用電源として活用をするため、太陽光発電事業者との防災協定締結を促進します。</p>

⑪ 地震等に備えた緊急通行車両事前届け出 [地域防災課]

【脆弱性の評価結果】	【強靱化の推進方針】
<p>町では緊急通行車両の事前届け出を実施するとともに、緊急通行車両の確認手続き及び標章交付について研修等に参画しています。引き続き、緊急通行車両の事前届けを行うとともに、町との協定企業・団体等への緊急通行車両制度の普及・啓発を行う必要があります。</p>	<p>○ 引き続き、県警への緊急通行車両の事前届け出、災害時の確認手続き及び標章交付申請を行うとともに、協定企業等への啓発を図ります。</p>

【KPI の設定】

施策・事業	K P I	現状 (令和 4 年度)	目標 (令和 10 年度)
3 の 1-⑭災害時における燃料確保の推進	災害時における燃料等の供給に関する協定数	2 件	3 件
3 の 1-⑮防災拠点施設における自立・分散型電源等の導入の推進	町の防災拠点への非常電源の確保率	100.0%	100.0%

第4節 経済活動を機能不全に陥らせない

【事前に備えるべき目標4】

1. サプライチェーンの寸断等による企業の経営悪化

【起きてはならない最悪の事態4-1】

① 中小企業の災害時事業継続計画作成の支援 [観光課]

【脆弱性の評価結果】	【強靱化の推進方針】
県は、商工団体等と協力し、中小企業の業務継続計画（BCP）の実情等について情報収集を行うとともに、「事業継続力強化計画」の策定を促進しています。町でも、地域事業者に対し計画策定への働きかけ等を行う必要があります。	○ 町内中小企業の業務継続計画（BCP）の策定率の向上を目指し、商工団体、観光連盟を通じて中小・小規模企業への計画策定の啓発促進に努めます。

② 中小企業に対する地震災害防止対策資金の啓発 [観光課]

【脆弱性の評価結果】	【強靱化の推進方針】
大規模地震発生に備え、工場や店舗等の耐震化を促す必要があります。県では、そのための融資（地震災害の防止対策のための施設、設備の整備に要する資金など）について、普及啓発に努めています。町は、商工会等の産業関係団体等と連携し、各種制度の広報・周知に努める必要があります。	○ 耐震化のための資金等、県資金の活用など広報・周知に努めます。

③ 中小企業者に対する災害時融資制度の啓発 [観光課]

【脆弱性の評価結果】	【強靱化の推進方針】
災害復旧融資については、国・県等の各種災害復旧資金等があり、災害発生後に利用できる融資制度の広報・周知の必要があります。	○ 国・県等の各種災害復旧資金など、融資制度の広報・周知を行います。

2. 有害物質の大規模拡散・流出

【起きてはならない最悪の事態 4-2】

① 農畜産物の放射性物質等検査体制の整備 [農林課]

【脆弱性の評価結果】	【強靱化の推進方針】
県は、放射性物質検査を実施し、農産物の安全・安心を担保しています。また、町及び県は小中学校・公立保育所の給食食材の放射性物質検査を実施しています。なお、野生きのこは、採取及び出荷、摂取の自粛を呼び掛けています。大規模自然災害に備え、これまでに構築した検査体制をより充実させる必要があります。	○ 農畜産物の放射性物質検査等について、迅速かつ効率的に実施できるよう、県と連携し、大規模災害の発生による有事の際は、県の実施するモニタリング調査に全面的に協力します。

② 大気中の放射線測定体制の整備 [環境課]

【脆弱性の評価結果】	【強靱化の推進方針】
大気中の放射線測定については、原子力規制庁が県内 5 箇所に設置してあるモニタリングポストによる空間線量率を公表しています。また、町でも放射線量測定器により、学校施設、保育所を中心に定期的に放射線量を観測しています。原発事故等が発生した場合、モニタリングを強化することが必要なため、迅速かつ継続的に測定できるよう備える必要があります。	○ 大気中の放射線測定体制については、緊急時の対応に備え、引き続き県のモニタリングポストによる観測、町の放射線量測定器による調査を実施します。

3. 食料等の安定供給の停滞

【起きてはならない最悪の事態 4-3】

① 農業災害関係金融対策の周知 [農林課]

【脆弱性の評価結果】	【強靱化の推進方針】
<p>災害後、経営体育成支援事業による復旧支援を行い、農業者が迅速かつ効率的に経営を再建できました。今後は全国農業共済協会（NOSAI）の農業共済事業による支援が主体となり、より一層の農業者への理解醸成が必要です。</p>	<p>○ 有事の予防対策として、農業経営収入保険制度も創設され、既存のNOSAI共済事業と併せ、農業者へより一層の周知に努めます。</p>

② 農村資源の保全管理活動 [農林課]

【脆弱性の評価結果】	【強靱化の推進方針】
<p>減災・防災に繋がる農業・農村の多面的機能の維持・発揮を図るため、県と連携し農業生産条件が不利な地域において、国や県の制度を利用し農業用施設の維持管理を支援する事業に取り組んできました。地域ぐるみの共同活動として定着が図られつつありますが、高齢化や過疎化に伴い集落機能が低下している地域もあり、共同活動を継続するためには今後も支援が必要です。</p>	<p>○ 県と連携し、国や県の事業を積極的に導入し引き続き支援を推進します。</p>

③ 農産物の生産技術対策の普及徹底 [農林課]

【脆弱性の評価結果】	【強靱化の推進方針】
<p>気象による農業災害への対応は、県普及センターを中心とした事前・事後対策の周知をはじめ、発生状況調査、被災後の技術対策の徹底等を実施しています。大規模自然災害に備え、引き続き事前対策の周知による予防策の徹底や事後対策の迅速な実施に努める必要があります。</p>	<p>○ 県など関係機関と連携し、生産技術対策の徹底、災害想定時の事前対策、災害発生後の被害状況の把握を行うとともに、復旧対策を構築し、農産物生産量の維持を図ります。</p>

④ 飼料供給体制の確立に向けての検討 [農林課]

【脆弱性の評価結果】	【強靱化の推進方針】
<p>町外からの「飼料」の供給体制整備に向けた具体的な検討や取り組みを、これまで行っていません。今後は、国・県及び民間も含めて幅広く連携し、有事の際の町外からの「飼料」の供給体制整備に向けた検討が必要です。</p>	<p>○ 輸入飼料への依存を減らし自給飼料生産、家畜排せつ物の有効利用など資源循環型農業の取り組みを推進します。 ○ 国・県及び民間も含めて幅広く連携し、有事の際の「飼料」の供給体制整備を検討します。</p>

⑤ 地域と連携した企業等の農園・森づくりの促進 [農林課]

【脆弱性の評価結果】	【強靱化の推進方針】
<p>社会貢献や社員研修、福利厚生活動の場として農業・林業や農村の活用に関心を持つ企業等に対し、企業等と地域のマッチングを行うなど企業等の農園・森づくりを促進する必要があります。</p>	<p>○ 地域と連携した企業等の農園や森づくりを社会貢献や社員教育、福利厚生の場として活用しようとする企業等の受け皿づくりを検討します。</p>

4. 農地・森林等の荒廃による被害の拡大

【起きてはならない最悪の事態 4-4】

① 耕作放棄地解消対策 [農林課]

【脆弱性の評価結果】	【強靱化の推進方針】
<p>関係機関と連携し地域農業の担い手育成とともに意欲ある農業者への農地利用集積や有害鳥獣対策による、耕作放棄地の発生防止、解消を図っています。今後の担い手育成と併せ、地域農業技術の承継が必要です。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 新規就農者も含む担い手育成とともに、農地中間管理機構などによる意欲ある農業者への農地利用集積などを推進します。 ○ 有害鳥獣対策地域支援事業、ふれあい農園や景観形成作物の植栽を行う遊休農地対策事業など耕作放棄地解消に努めます。

② 農地の整備（生産基盤の整備） [農林課]

【脆弱性の評価結果】	【強靱化の推進方針】
<p>農業の振興を図るために、畑地帯総合整備事業等による生産基盤整備、担い手への農地集積、集約化等を図り、生産活動が持続されることで、洪水防止や土砂崩壊防止等の機能が発揮され町土の保全に役割を果たしています。引き続き生産基盤の強化を図り、生産性の向上、農家経営の安定化を図るとともに、農業・農村のもつ多面的機能が十分に発揮されるよう事業を推進する必要があります。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 未整形な農地や老朽化等により機能が低下した農道や農業水利施設等を抱える地域において、生産基盤を整備して生産性の向上、農家経営の安定化に努めます。

③ 老朽化した林道施設の長寿命化及び機能強化 [農林課]

【脆弱性の評価結果】	【強靱化の推進方針】
<p>富士河口湖町森林整備計画、同変更計画に基づき、老朽化した林道施設の長寿命化及び機能強化を進めています。また、林道開設や改良、拡張、補修を進め、機能強化に努める必要があります。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 富士山火山噴火で想定される土砂災害等の際にも林道の機能を維持できるよう、引き続き県と連携し機能強化に努めます。

第5節 情報通信、ライフライン、交通等の被害の最小限化、早期復旧を図る

【事前に備えるべき目標5】

1. 放送や通信インフラ障害等により災害情報が伝達できない事態

【起きてはならない最悪の事態5-1】

① 被災状況等の効果的情報収集体制の確立 [地域防災課]

【脆弱性の評価結果】	【強靱化の推進方針】
被災状況等の情報収集体制の確立のため、無線及び電話の不通に備え、衛星携帯電話及び災害時優先電話の配備拡大を図っています。	<ul style="list-style-type: none"> ○ 災害発生時の効果的情報収集体制の確立のため、引き続き衛星携帯電話及び災害時優先電話の拡充について検討します。 ○ 県防災情報システムの活用など多様な情報収集手段を検討するとともに、被災状況の映像送信に係る訓練を実施します。

② 各種システムの緊急時運用体制の確立 [地域防災課]

【脆弱性の評価結果】	【強靱化の推進方針】
電力供給が停止した場合、非常用発電機により防災行政無線、主要情報システムの稼働継続は可能ですが、停電が長期にわたる場合の稼働継続は困難になります。主要情報システムの復旧には電力供給が不可欠であり、情報通信基盤については切断等に備えるため、回線の冗長化の一層の促進等を行う必要があります。	<ul style="list-style-type: none"> ○ 回線の切断等に伴う情報通信の麻痺・長期停止に備え、情報通信基盤の充実を図るため、回線の冗長化の促進等を行います。

③ 発災後のインフラ復旧対策の推進(電力、通信) [地域防災課]

【脆弱性の評価結果】	【強靱化の推進方針】
災害時における東京電力パワーグリッド(株)との停電及び復旧情報の連携を確保しています。引き続き災害時のインフラ復旧対応力の向上を図る必要があります。(主要関係機関：東京電力パワーグリッド(株)、NTT 東日本(株)、(株)NTT ドコモ等)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 大災害発災後のインフラ復旧に対する災害対策本部等の対応力の強化を図るため、関係機関と協議のうえ、各種マニュアルの整備や、それに基づく実効性ある防災訓練の実施等に取り組みます。

④ 発災後のインフラ復旧対策の推進(放送) [地域防災課]

【脆弱性の評価結果】	【強靱化の推進方針】
<p>事業者は、関連マニュアルの整備や実効性ある訓練の実施等、災害時のインフラ復旧対応力の向上を図る必要があります。(主要関係機関 日本放送協会甲府放送局、(株)山梨放送、(株)テレビ山梨、FM ふじやま、エフエム富士五湖、河口湖有線テレビ放送等)</p>	<p>○ 大災害発災後のインフラ復旧に対する災害対策本部等の対応力の強化を図るため、関係機関と協議のうえ、実効性ある防災訓練の実施等に取り組みます。</p>

2. 電力供給ネットワークや石油・LP ガス等サプライチェーンの機能の停止

【起きてはならない最悪の事態 5-2】

① 発災後のインフラ復旧対策の推進 [地域防災課]

【脆弱性の評価結果】	【強靱化の推進方針】
<p>災害時の燃料供給に関しては山梨県石油協同組合と「災害時における石油類燃料の供給に関する協定」を締結しています。電気・LP ガス等関係機関と連携した対応力の強化を図るため、連携マニュアルの整備や実効性ある訓練の実施等、災害時のインフラ復旧対応力の向上を図る必要があります。なお、山梨県 LP ガス協会との協定締結の検討も必要です。（主要関係機関 東京電力パワーグリッド（株）、山梨県 LP ガス協会、吉田瓦斯（株）等）</p>	<p>○ 大災害発災後のインフラ復旧に対する対応力の強化を図るため、関係機関との協定締結をはじめ、協議のうえ、連携マニュアル等の検討や、実効性ある防災訓練の実施等に取り組みます。</p>

② 自立・分散型エネルギーの利用の推進 [環境課・農林課]

【脆弱性の評価結果】	【強靱化の推進方針】
<p>町ではクリーンエネルギー利用を促進するため、住宅用太陽光発電システム設置費補助金の交付や木質バイオマスによる暖房機器等の普及に努めています。なお、資源リサイクル畜産環境整備事業として富士ヶ嶺バイオセンターにバイオガス発電を設置しています。引き続き、県による、住宅用自立・分散型エネルギー設備設置費補助金等の普及を含め自立・分散型エネルギーの普及を図る必要があります。</p>	<p>○ 町による住宅用太陽光発電システム設置費補助金の交付、蓄電池購入補助を促進するとともに、国・県による、自立・分散型エネルギーの補助制度の普及、利用促進を図ります。</p>

③ 木質バイオマスの利活用の推進 [環境課・農林課]

【脆弱性の評価結果】	【強靱化の推進方針】
<p>森林資源の有効活用の一環として、「富士河口湖町内の公共建築物等における木材の利用の促進に関する方針（平成 23 年 12 月）」として、木質バイオマスを燃料とする暖房器具・ボイラーの導入を促進しています。（河口湖南中学校等）。引き続き木質バイオマスの利用を促進する必要があります。</p>	<p>○ 森林資源の有効活用の一環として、森林・林業・木材産業の再生とエネルギーの地産地消の実現に向けて、引き続き木質バイオマスの利用を促進します。</p>

④ 家庭における省エネルギーの推進 [環境課]

【脆弱性の評価結果】	【強靱化の推進方針】
町では住宅用太陽光発電設備等への補助事業の実施など普及拡大を図っています。太陽光発電と併せて蓄電池や燃料電池を導入することは、非常用電源としても有効であるため、引き続き自家消費型の発電設備の導入を促進する必要があります。	○ 引き続き、太陽光発電及び蓄電池（又は家庭用燃料電池）を設置する自家消費型の発電設備の導入を促進します。

⑤ 地球温暖化対策実行計画の推進 [環境課]

【脆弱性の評価結果】	【強靱化の推進方針】
町では、県・県内市町村とともに、2050年の温室効果ガス排出実質ゼロに向け、「やまなし「ゼロカーボンシティ」宣言（令和3年2月）」をしています。また、地球温暖化対策として一般住宅用太陽光発電システム及び蓄電池の設置補助などを進めています。今後は、天然ガス、水素・燃料電池など、多様なクリーンエネルギー等をバランス良く取り入れながら、脱炭素社会の実現及び災害に強い自立・分散型エネルギーの導入を目指す必要があります。	○ 脱炭素社会の実現をめざすとともに災害に強い自立・分散型エネルギーの導入を促進するため、「地球温暖化対策実行計画（エコ・アップ計画）」の改定、公共施設への新エネルギーや次世代自動車の導入、家庭等への太陽光発電システム設置補助事業、自然エネルギー利用促進事業、二酸化炭素排出抑制対策事業等を進めます。

【KPI の設定】

施策・事業	KPI	現状 (令和4年度)	目標 (令和10年度)
4の2-①発災後のインフラ復旧対策の推進	災害時における燃料等の供給に関する協定数（再掲）	2件	3件
4の2②自立・分散型エネルギーの利用の推進	町の防災拠点への非常電源の確保率（再掲）	100.0%	100.0%
	避難所への発電機の整備数	19個	20個
	太陽光発電システム設置補助金助成件数	26／年	30／年

3. 上下水道等の長期にわたる機能停止

【起きてはならない最悪の事態 5-3】

① 水道施設の早期復旧 [水道課]

【脆弱性の評価結果】	【強靱化の推進方針】
<p>「富士河口湖町水道事業ビジョン（令和5年度～14年度）」に基づき、大規模自然災害の発生により水道の供給が長期にわたり停止することがないように、配水施設・管路の耐震化等を進めています。また、「富士河口湖町水道事業及び簡易水道事業危機管理マニュアル（平成29年4月）」を策定し、緊急対応や災害対応に注力しています。さらに、富士河口湖町建設安全協議会との「災害時における応急対策業務に関する協定書（平成21年4月1日）」、富士河口湖町管工事協会との「災害時の水道施設等の応急対策業務に関する協定書（平成23年8月5日）」を締結しています。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 施設・管路の耐震性の向上、長寿命化、自家発電機、緊急遮断弁の設置等を計画的に進めます。 ○ 「富士河口湖町水道事業及び簡易水道事業危機管理マニュアル」に基づく応急対策の強化を図るとともに、町指定給水装置工事事業者や、日本水道協会支部等との災害時応援に関する連携体制の強化を図ります。

② 応急給水体制の整備 [水道課]

【脆弱性の評価結果】	【強靱化の推進方針】
<p>応急給水資機材の整備をはじめ、民間企業と「災害時における飲料等の提供協力に関する協定」や「緊急時開放型自販機に関する覚書」を締結しています。大規模災害発生時には、複数のルートによる給水応援の必要性が考えられ、関係企業等との連携を図る中で、円滑な応援活動が実施されるよう相互の調整を図る必要があります。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 大規模災害発生時には、複数のルートによる給水応援の必要性が考えられることから、引き続き関係企業等の井戸水の利用等の連携を図ります。

③ 下水道施設の長寿命化の推進 [水道課]

【脆弱性の評価結果】	【強靱化の推進方針】
<p>富士北麓流域下水道関連公共下水道（令和2年度末、普及率約77.2%、水洗化率約92%）、精進特定環境保全公共下水道、本栖下水道を供用しています。未整備管渠等の整備やマンホールポンプ改修工事、維持管理を行っており、施設更新まで含めた長寿命化対策を進める必要があります。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 処理場や幹線管渠など下水道施設の整備、点検実施の強化に努めるとともに、下水道施設の「ストックマネジメント（汚水管渠長寿命化計画）」策定の検討、マンホールポンプ改修事業を進めます。

④ 下水道施設の耐震化の推進 [水道課]

【脆弱性の評価結果】	【強靱化の推進方針】
<p>災害時における下水道施設の安全性や信頼性の確保や災害時の対応体制の整備を図るため、処理場施設、中継ポンプ場、管渠等下水道施設の耐震化を図るとともに、訓練の実施やマニュアルの見直し等を実施してきました。耐震化が未整備の箇所も残っているため、下水道地震対策緊急整備計画を策定し、引き続き耐震化の促進を図るとともに、災害時の対応体制の整備を図る必要があります。</p>	<p>○ 引き続き下水道施設の耐震化を図るとともに、災害発生時においても適切な業務執行を行うことを目的に「富士河口湖町下水道事業業務継続計画（平成 28 年 3 月策定）」に沿って対応を行います。</p>

⑤ 災害時における下水道応急復旧体制の強化 [水道課]

【脆弱性の評価結果】	【強靱化の推進方針】
<p>災害時の迅速な被災情報収集や円滑な応急復旧業務の実施体制の確立のため、事業者と協力し災害時の被災情報収集や応急復旧対策等を実施しています。引き続き大規模地震後の下水道機能の早期復旧体制を検討する必要があります。</p>	<p>○ 災害時の迅速な被災情報収集や円滑な応急復旧業務を実施するため、事業者との連携強化を行います。</p>

⑥ 温泉給配湯施設の耐震化・長寿命化の推進 [水道課]

【脆弱性の評価結果】	【強靱化の推進方針】
<p>町には直営温泉施設が 2 施設あります。大規模自然災害の発生により温泉供給が長期にわたり停止することがないように給配湯施設の耐震化・長寿命化を図るための施設整備が必要です。</p>	<p>○ 大規模自然災害の発生により温泉供給が長期にわたり停止することがないように、「公共施設等総合管理計画」に基づき耐震化・長寿命化を図ります。</p>

【KPI の設定】

施策・事業	KPI	現状 (令和 4 年度)	目標 (令和 10 年度)
5 の 3-①水道施設の早期復旧	上水道 耐震化率	49.6%	55.0%
	重要な水源へ自家発電設備の整備	16 箇所	17 箇所
	災害時における水道施設等の応急対策業務に関する協定数（再掲）	2 件	2 件
5 の 3-⑤災害時における下水道応急復旧体制の強化	マンホールトイレの設置箇所	9 箇所	10 箇所

4. 地域交通ネットワークの分断

【起きてはならない最悪の事態 5-4】

① 交通誘導や交通障害の除去等に係る事業者等による支援体制の確立 [地域防災課]

【脆弱性の評価結果】	【強靱化の推進方針】
<p>県は、交通誘導や交通障害の除去等に係る事業者等による支援体制の確立のため、日本自動車連盟（JAF）及び山梨県警備業協会と協定を締結しており、各種防災訓練等を通じ、事業者等との連携の強化を図っています。町は道路啓開体制の整備とともに、放置自動車の除去に関し自動車整備事業者等との協力体制を強化する必要があります。</p>	<p>○ 道路管理者に対し交通障害物の除去対策の検討を要請するとともに、道路啓開体制について富士河口湖町建設安全協会を中心に整備し、放置自動車の除去に関しては自動車整備事業者等との協力体制を強化します。</p>

② 災害対策用交通安全施設等の整備の推進 [地域防災課]

【脆弱性の評価結果】	【強靱化の推進方針】
<p>県は、発災後に発生する幹線道路等の交通渋滞による避難の遅れを回避するため、停電時に信号機が滅灯しないよう、緊急輸送路に指定されている箇所に交通信号機電源附加装置の整備を行っています。引き続き、信号機の滅灯による避難の遅れや交通事故の発生を回避するため、整備を要請する必要があります。</p>	<p>○ 発災後に発生する幹線道路等の交通渋滞による避難の遅れや交通事故の発生を回避するため、交通信号機電源附加装置の整備を要請します。</p>

③ 社会資本整備の促進 [都市整備課]

【脆弱性の評価結果】	【強靱化の推進方針】
<p>町では「舗装個別施設計画（令和2年度策定）」「橋梁長寿命化修繕計画」「トンネル長寿命化修繕計画」「公共施設等総合管理計画」等を策定しました。</p> <p>今後、これらの計画に基づき限られた財源の中で、効率的な社会資本整備を進める必要があります。</p>	<p>○ 各長寿命化計画等に基づき、都市基盤施設の点検、維持管理、整備を計画的・効率的に進めるため社会資本総合整備交付金等の活用による事業の推進に努めます。</p>

④ 発災後のインフラ復旧対策の推進 [地域防災課]

【脆弱性の評価結果】	【強靱化の推進方針】
<p>関係機関の一層の対応力の強化を図るため、関連マニュアルの整備や実効性ある訓練の実施等、災害時のインフラ復旧対応力の向上を図る必要があります。町としては、各関係機関の災害時対応の手順等を確認し、連携を図る必要があります。(主要関係機関 中日本高速道路(株)、富士急行(株)等)</p>	<p>○ 関係機関と協議のうえ、連携マニュアル等の検討や、実効性ある防災訓練の実施等に取り組みます。</p>

⑤ 道路の点検・啓開訓練の実施 [都市整備課]

【脆弱性の評価結果】	【強靱化の推進方針】
<p>災害時の道路啓開等の応急対策業務を円滑に実施するため建設業者等と協力しパトロールや訓練を実施しています。有事に備えた適切な対応ができるように引き続きパトロール、訓練を実施していく必要があります。</p>	<p>○ 災害時の道路啓開等の応急対策業務を円滑に実施するため建設業者等と協力しパトロール、訓練を実施します。</p> <p>○ 道路点検・啓開に関する協定の締結を進めます。</p>

⑥ 大規模地震などの発生時に緊急輸送道路となる幹線道路の整備 [都市整備課]

【脆弱性の評価結果】	【強靱化の推進方針】
<p>災害発生時の広域的な避難路や緊急輸送路の確保として、国・県と協力し幹線道路等の整備を推進しています。依然として未整備箇所が残り、非常事態に対応する道路網の確保が課題で引き続き幹線道路等の整備を推進する必要があります。また、老朽化対策として、既存道路の改築を推進する必要があります。</p>	<p>○ 災害に強い道路を整備し、大規模災害発生時の広域的な避難路の確保を図るため、国・県と協力し引き続き幹線道路の整備を実施します。</p>

⑦ 道路防災危険箇所等の解消 [都市整備課]

【脆弱性の評価結果】	【強靱化の推進方針】
<p>道路法面崩壊、路肩決壊等の危険箇所の解消のため、国・県と協力し法面对策等の防災対策を実施していますが、未対策箇所も多く、引き続き危険箇所の解消を図る必要があります。</p>	<p>○ 道路法面崩壊、路肩決壊等の危険箇所の解消のため、国・県と協力し法面对策等の防災対策を実施します。</p>

⑧ 都市計画道路（街路）の整備 [都市整備課]

【脆弱性の評価結果】	【強靱化の推進方針】
<p>災害に強い街路網を構築するため、都市機能が集積する市街地内及び拠点間を結ぶ街路整備を実施し、船津小海線の延伸、大石地区湖畔道路の拡幅等が行われています。交通の円滑化、歩行者安全性の向上及び駅・都市施設へのアクセス性が向上するなど、一定の成果は得られています。しかし、未だ整備すべき未整備箇所も多いことから、引き続き事業を実施する必要があります。</p>	<ul style="list-style-type: none">○ 狭隘道路等を解消し災害に強い街路網を構築するため、都市計画道路の整備を確実に進めます。○ 長期未整備路線については、事業の見直しを含めた検討を行います。

第6節 地域社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

【事前に備えるべき目標6】

1. 災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態

【起きてはならない最悪の事態6-1】

① 災害廃棄物の処理体制の整備 [環境課]

【脆弱性の評価結果】	【強靱化の推進方針】
<p>本町では「災害廃棄物処理計画（平成30年12月策定）」において、災害廃棄物の発生量等の推計、仮置き場候補地の選定、処理・処分の方針等を事前検討しています。今後、より一層、処理体制の充実を進める必要があります。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 発災時の災害廃棄物処理実行計画の迅速な策定、電力供給不足が生じた場合の一般廃棄物処理施設の対応を含め災害廃棄物の一時保管、搬送、処理体制の充実に努めます。 ○ 循環型社会形成推進交付金を活用して、令和14年度より富士・東部広域環境事務組合が稼働予定の新たなごみ処理施設建設に伴い、災害に強い組織となるよう、同組合の「広域ごみ処理施設整備基本構想（令和5年3月策定）」によるごみ処理方針に合わせ、町の体制整備を進めます。

② 災害廃棄物処理への広域応援 [環境課]

【脆弱性の評価結果】	【強靱化の推進方針】
<p>災害時の廃棄物処理として、民間企業と家庭系災害廃棄物の収集運搬及び処理に関する確認書を締結しています。また、令和5年3月に山梨県及び県内市町村、一部事務組合による広域的な災害廃棄物処理の相互支援協定を締結しています。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 災害時の迅速な廃棄物処理や円滑な応急復旧活動の実施のため、廃棄物関係企業との協定を更新します。 ○ 令和5年3月に締結した災害廃棄物処理の相互支援協定の適切な運用とともに、富士・東部広域環境事務組合と協議し、広域ごみ処理施設供用後の広域的応援協定の締結を検討します。

2. 復旧・復興を担う人材等の不足、地域コミュニティの崩壊等により復興が大幅に遅れる事態

【起きてはならない最悪の事態 6-2】

① 避難所運営マニュアルの作成 [地域防災課]

【脆弱性の評価結果】	【強靱化の推進方針】
<p>長期に及ぶ避難を想定し、避難生活のプライバシー確保、熱中症、感染症等衛生対策等を充実することが求められています。自主防災組織による避難所運営に向けた取り組みを推進するため、避難所運営マニュアルを作成し、避難所開設訓練（HUG）等を実施しています。引き続き、全ての避難所で適切な取り組みが行われていくよう支援する必要があります。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ パーテーション、段ボールベッド、衛生用品など必要な物資の備蓄、非常用発電設備、停電対応型天然ガス利用施設の設置等を進めます。 ○ 性別や年齢、健康状態等の多様なニーズに、限られた資源で対応できるよう避難所運営マニュアルを作成し、随時見直します。 ○ 一般避難所における要配慮者スペースの確保やプライバシー等への配慮に努め、自主的運営の促進など避難生活の充実を図ります。

② 小中学校における避難所運営体制の整備の推進 [地域防災課]

【脆弱性の評価結果】	【強靱化の推進方針】
<p>小・中学校における避難所運営体制の整備を図るため、避難所運営訓練（HUG）や引き取り訓練等を行うとともに、学校が避難所となった場合の避難所運営マニュアルの作成や備蓄品の整備等を進めています。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 小・中学校における避難所運営体制の整備を図るため、引き続き避難所運営マニュアルの作成に向けて行政と学校が一体となって取り組みます。

③ 女性や子育て家庭、要配慮者に配慮した避難所運営の推進 [地域防災課]

【脆弱性の評価結果】	【強靱化の推進方針】
<p>災害時における女性や子育て家庭、要配慮者のニーズに対応した避難所運営を推進するため、防災訓練、学習会等の機会を捉えて、女性や要配慮者の避難所運営への参加について、啓発や周知を行う必要があります。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 災害時における女性や子育て家庭、要配慮者のニーズに対応した避難所運営を推進するため、引き続き防災訓練、学習会等の機会を捉えて、女性や要配慮者の避難所運営への参加について、啓発や周知を行います。

④ 被災地・避難所等におけるペット等動物の保護管理体制の整備 [環境課]

【脆弱性の評価結果】	【強靱化の推進方針】
<p>「人とペットの災害対策ガイドライン-災害への備えチェックリスト（令和3年）」が災害時や避難時のペット対策の指針として公表されています。町においても、ガイドラインに基づいた対応体制を整備するとともに、住民および観光事業者、ペットとともに来訪する観光客等に対策についての広報・周知に努める必要があります。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「人とペットの災害対策ガイドライン-災害への備えチェックリスト」に基づき、具体的な対応方策について検討を進めます。

⑤ シェイクアウト訓練の実施 [地域防災課]

【脆弱性の評価結果】	【強靱化の推進方針】
<p>地震から身を守る安全行動の普及のため総合防災訓練時に実施していますが、事前参加団体数はあまり多くありません。</p>	<p>○ 地震から身を守る安全行動の普及のためシェイクアウト訓練を継続するとともに、土砂災害等に関する意見交換会の促進、マイタイムラインの作成の呼びかけ等を行ないます。</p>

⑥ 要配慮者の避難誘導・福祉避難所の開設訓練の実施 [健康増進課・福祉推進課・子育て支援課]

【脆弱性の評価結果】	【強靱化の推進方針】
<p>本町では民間福祉施設と福祉避難所開設協定（14施設）を締結しています。災害時の円滑な福祉避難所の設置・運営、要配慮者に対する避難誘導、ボランティアの受け入れ及び派遣体制の整備のため、社会福祉協議会と協力し福祉避難所設置・運営訓練を実施する必要があります。</p>	<p>○ 災害時の円滑な福祉避難所の設置・運営、要配慮者に対する避難誘導、ボランティアの受け入れ及び派遣体制の整備のため、社会福祉協議会と協力し福祉避難所設置・運営訓練を実施します。</p>

⑦ 地域防災力の強化を支える人材の育成 [地域防災課]

【脆弱性の評価結果】	【強靱化の推進方針】
<p>本町は現在 67 の区・自治会（平成 30 年度の加入率 53%）が防災等の様々な分野での地域コミュニティ活動を実施しています。自主防災組織の結成率は概ね 5 割で、令和 3 年度の自主防災マップの作成率は 67%となっています。また、自主防災組織運営の中心となる地域防災リーダーの養成講座等を通じ、女性の参加について要請しています。これらの支援は地域防災力の向上及び住民への防災に関する意識啓発でもあり、定期的な継続が必要です。</p>	<p>○ 転入者等に向け自治会加入を促進するとともに、自主防災組織を育成するため、地域防災力向上事業、自主防災マップ作成事業等、自主防災組織に対する支援を実施するとともに、自主防災組織の結成を継続して働きかけます。</p> <p>○ 子供たちの防災を学ぶ機会の拡充のため jr, kids 防災士養成事業を推進します。</p>

⑧ 防災士の養成 [地域防災課]

【脆弱性の評価結果】	【強靱化の推進方針】
<p>防災に対する知識、技能を有する人材を育成し、地域における防災力の向上を図るため、甲斐の国防災リーダー養成講座の受講支援など防災士養成事業を行っています。また、地域防災計画において、防災士を地域リーダーとして位置づけています。引き続き、地域における防災力の向上を図るため防災士等の養成を図る必要があります。</p>	<p>○ 地域における防災力の向上を図るため、引き続き防災士資格取得促進事業を継続するとともに富士河口湖防災士会と連携して取り組みます。</p>

⑨ ボランティアセンター設置・運営訓練の実施 [福祉推進課]

【脆弱性の評価結果】	【強靱化の推進方針】
町の地域防災計画において社会福祉協議会による災害ボランティアセンターの設置・運営を位置づけています。今後も、訓練の実施拡大を図る必要があります。	○ 災害時の円滑なボランティアの受け入れ及び派遣体制の整備のため、ボランティア受入体制整備事業を進めるとともに、社会福祉協議会による災害ボランティアセンター設置・運営訓練を行います。

⑩ ボランティアコーディネーター養成等の促進 [福祉推進課]

【脆弱性の評価結果】	【強靱化の推進方針】
社会福祉協議会に配置しているボランティアコーディネーター等の資質向上のため、県社会福祉協議会の研修会等に参加し、ボランティアのマッチング技術の向上等について一定の成果を上げています。今後も研修会への参加や、ボランティア団体・民生委員・住民等の連携体制づくり、関係者の防災意識の高揚を図る必要があります。	○ ボランティアのマッチング技術の向上やボランティア団体・民生委員・住民等の連携体制づくり、関係者の防災意識の高揚を図ります。

⑪ 災害関連NPO、ボランティア団体等との連携・協働の促進 [福祉推進課]

【脆弱性の評価結果】	【強靱化の推進方針】
大規模災害発生時に迅速かつ適切な被災者支援や救援活動ができるよう、災害関連NPO、ボランティア団体等との連携・協働の促進をめざし、災害時のトレーラーハウスの活用など一定の役割を果たしています。引き続き、大規模災害発生時に大きな役割を果たすことができる災害関連NPO、ボランティア団体等との連携・協働を促進するため働きかけを行う必要があります。	○ 大規模災害発生時に迅速かつ適切な被災者支援や救援活動ができるよう、災害関連NPO、山梨 DWAT ボランティア団体等との連携・協働の促進をめざし、働きかけを行います。

⑫ 応急仮設住宅建設及び民間賃貸住宅の提供についての協力体制の推進

[地域防災課・都市整備課]

【脆弱性の評価結果】	【強靱化の推進方針】
災害時、迅速に応急仮設住宅を確保するため、県はプレハブ建設協会と応急仮設住宅の建設についての協定を締結し、また、山梨県宅地建物取引業協会及び全日本不動産協会山梨支部と借上げ型応急仮設住宅の提供についての協定を締結、対応マニュアルを整備しています。町では、(社)山梨県建設業協会都留支部と応急対策業務の協定を締結しています。今後、借上げ型応急仮設住宅の提供体制の整備や広域連携体制について検討する必要があります。	○ 災害時、迅速に応急仮設住宅を確保するため、県マニュアルに基づいた訓練を実施します。 ○ 借上げ型応急仮設住宅の提供体制の整備や広域連携体制について検討します。

【KPI の設定】

施策・事業	KPI	現状 (令和4年度)	目標 (令和10年度)
6の2-⑦地域防災力の強化 を支える人材の育成	自主防災組織率	54.0%	70.0%
	自主防災マップ作成率	67.0%	70.0%
6の2-⑧防災士の養成	防災士資格取得者数(年間)	3人	5人

3. 風評被害等による観光行動の長期に及ぶ停滞

【起きてはならない最悪の事態6-3】

① 観光連盟等と連携した風評被害対策の推進 [観光課]

【脆弱性の評価結果】	【強靱化の推進方針】
富士山の小規模な活動が継続する事態や大規模災害後の復旧が進んだ時期には、観光客の誘致を再開するため、被災した地域の取り組み等を参考に、観光連盟等と連携し平時より対応策を検討しておく必要があります。	○ 「観光防災の手引き(発災時対応編)」の復旧・復興対応編の作成など、観光客の誘致の再開、事業継続支援に向け、観光連盟等と連携した対応策を検討します。

【参考：施策・事業一覧】

事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態	施策番号	施策・事業
1 節	1	①	木造住宅等の耐震化の促進
		②	避難路確保のための建築物等の耐震化の促進
		③	災害に強い市街地を形成する土地区画整理事業等の実施
		④	町営住宅の長寿命化の推進
		⑤	電線類の地中化の推進
		⑥	緊急輸送道路の橋梁の耐震化の推進
		⑦	橋梁・トンネル等の長寿命化の推進
		⑧	都市公園施設の整備、防災活動拠点機能の強化
		⑨	町庁舎等の耐震化の推進
		⑩	文化施設等における防災対策の推進
		⑪	小中学校校舎、屋内運動場及び武道場の耐震対策の推進・促進
		⑫	児童福祉設等における防災対策の推進
		⑬	有形文化財(建造物)の耐震対策の推進
		⑭	空き家対策の推進
	2	①	常備消防の機能強化
	2	②	耐震性貯水槽等の整備の促進
	2	③	消防防災ヘリポートの確保・整備の促進
	2	④	消防団員の確保対策等による消防団の活性化の促進
	2	⑤	消防団の救助資機材等の整備促進
	3	①	避難指示判断マニュアルの策定
	3	②	被害状況等の情報収集体制の確立
	3	③	河川管理施設の長寿命化の推進
	3	④	雨水貯留浸透施設の整備の推進
	3	⑤	浸水・浸食被害を防ぐ農業水利施設等の整備
	3	⑥	土砂災害ハザードマップの周知
	3	⑦	水防訓練の実施
	3	⑧	水防用資材の備蓄の推進
	3	⑨	災害時における応急対策業務の協力体制の推進
	3	⑩	道路除排雪計画の推進
	4	①	富士山火山避難計画の改訂及び訓練の実施(広域的な避難への対応)
	4	②	避難・輸送の支援協定の締結
	4	③	富士山の火山ハザードマップの周知

1 節	4	④	富士山監視体制の整備の推進	
		⑤	富士山火山噴火緊急減災対策の推進	
		⑥	富士山火山噴火等の災害に備えた道路網の整備	
		⑦	富士山火山噴火に伴う降灰から鉄道・道路交通等の確保を図る体制づくり	
		⑧	富士山噴火時の広域避難に伴う渋滞対策	
	5	①	災害時における緊急マニュアルの作成等	
		②	森林の公益的機能の維持・増進	
		③	治山事業による土砂災害対策の要請	
		④	土砂災害を防ぐ砂防施設整備の推進	
	6	①	避難行動要支援者名簿の効果的な運用	
		②	避難行動要支援者防災訓練の実施	
		③	要配慮者等の避難場所としての社会福祉施設(高齢者施設)の利用の促進	
		④	社会福祉施設における防災資機材等の整備促進	
		⑤	正しい避難行動等の普及	
		⑥	被災を抑制する就業態勢の普及・促進	
		⑦	高齢者・障害者施設への緊急入所ができる体制の検討	
	2 節	1	①	災害時に備えた民間企業等との協定締結の推進
			②	避難所への公的備蓄の保管促進(食料の確保)
			③	自主防災組織の防災資機材の整備促進
			④	災害に強い物流システムの構築
			⑤	緊急物資調達・配送システムの確立
2		①	衛星携帯電話の設置	
		②	消防防災ヘリポートの活用	
		③	林道網の整備、確保(災害時の代替輸送路)	
3		①	病院救護マニュアルの活用の推進	
		②	基幹災害支援病院におけるライフライン確保	
		③	病院の耐震化の促進	
		④	医薬品等の備蓄・供給体制の整備	
		⑤	透析患者の支援体制の整備	
		⑥	救急搬送体制の充実強化	
		⑦	広域医療搬送体制の整備	
		⑧	災害時における医療救護の協力体制の構築の推進	
4		①	町有施設の避難者対応の検討	
		②	帰宅困難者対策の推進	
		③	観光連盟等と連携した帰宅困難者・滞留旅客対策の推進	
		④	駅における帰宅困難者対策	
		⑤	道の駅等の防災機能の確保	
		⑥	帰宅困難者等の搬送体制の構築	
		⑦	登山者等の安全確保のための登山者数の実態把握の推進	

2 節	4	⑧	富士山五合目以上の区域における観光客等避難対策の推進
		⑨	Free Wi-Fi スポット整備の促進
		⑩	外国人旅行者に対する防災情報提供体制の整備
	5	①	災害時における保健師活動マニュアルの活用
		②	衛生害虫駆除体制の構築
		③	災害時の感染症対策の促進
		④	災害時の栄養・食生活支援の実施体制の確保
3 節	1	①	防災体制の強化のための組織整備
		②	大規模災害発生時の初動対応訓練の実施
		③	業務継続体制の確立
		④	他自治体との連携推進
		⑤	非常参集体制の確立
		⑥	災害対策本部体制などの防災体制の検証・見直し
		⑦	災害対応に関する職員研修の充実・強化
		⑧	被害情報の収集・伝達体制確立のための防災行政無線等の整備
		⑨	防災情報システムの構築・運用
		⑩	災害時広報マニュアルの整備・運用
		⑪	高所監視カメラ・テレビ会議システム等の活用
		⑫	消防救急デジタル無線の広域化・共同化の促進
		⑬	行政データ・プログラム等のバックアップ機能強化
		⑭	災害時における燃料確保の推進
		⑮	防災拠点施設における自立・分散型電源等の導入の推進
		⑯	太陽光発電事業者との協定
		⑰	地震等に備えた緊急通行車両事前届け出
4 節	1	①	中小企業の災害時事業継続計画作成の支援
		②	中小企業に対する地震災害防止対策資金の啓発
		③	中小企業者に対する災害時融資制度の啓発
	2	①	農畜産物の放射性物質等検査体制の整備
		②	大気中の放射線測定体制の整備
	3	①	農業災害関係金融対策の周知
		②	農村資源の保全管理活動
		③	農産物の生産技術対策の普及徹底
		④	飼料供給体制の確立に向けての検討
		⑤	地域と連携した企業等の農園・森づくりの促進
	4	①	耕作放棄地解消対策
		②	農地の整備(生産基盤の整備)
		③	老朽化した林道施設の長寿命化及び機能強化

5 節	1	①	被災状況等の効果的情報収集体制の確立	
		②	各種システムの緊急時運用体制の確立	
		③	発災後のインフラ復旧対策の推進(電力・通信)	
		④	発災後のインフラ復旧対策の推進(放送)	
	2	①	発災後のインフラ復旧対策の推進	
		②	自立・分散型エネルギーの利用の推進	
		③	木質バイオマスの利活用の推進	
		④	家庭における省エネルギーの推進	
		⑤	地球温暖化対策実行計画の推進	
	3	①	水道施設の早期復旧	
		②	応急給水体制の整備	
		③	下水道施設の長寿命化の推進	
		④	下水道施設の耐震化の推進	
		⑤	災害時における下水道応急復旧体制の強化	
		⑥	温泉給配湯施設の耐震化・長寿命化の推進	
	4	①	交通誘導や交通障害の除去等に係る事業者等による支援体制の確立	
		②	災害対策用交通安全施設等の整備の推進	
		③	社会資本整備の促進	
		④	発災後のインフラ復旧対策の推進	
		⑤	道路の点検・啓開訓練の実施	
		⑥	大規模地震などの発生時に緊急輸送道路となる幹線道路の整備	
		⑦	道路防災危険箇所等の解消	
		⑧	都市計画道路(街路)の整備	
	6 節	1	①	災害廃棄物の処理体制の整備
			②	災害廃棄物処理への広域応援
		2	①	避難所運営マニュアルの作成
			②	小中学校における避難所運営体制の整備の推進
			③	女性や子育て家庭、要援護者に配慮した避難所運営の推進
④			被災地・避難所等におけるペット等動物の保護管理体制の整備	
⑤			シェイクアウト訓練の実施	
⑥			要援護者の避難誘導・福祉避難所の開設訓練の実施	
⑦			地域防災力の強化を支える人材の育成	
⑧			防災士の養成	
⑨			ボランティアセンター設置・運営訓練の実施	
⑩			ボランティアコーディネーター養成等の促進	
⑪			災害関連NPO、ボランティア団体等との連携・協働の促進	
⑫			応急仮設住宅建設及び民間賃貸住宅の提供についての協力体制の推進	
3	①	観光連盟等と連携した風評被害対策の推進		

第6章 施策の重点化

第1節 特に回避すべき「起きてはならない最悪の事態」の選定

限られた資源、財源で本町の強靱化を進めるためには、施策の優先度の高いものについて重点化しながら進める必要があります。

このため、6の「事前に備えるべき目標」に係る23の「起きてはならない最悪の事態」の中から、人命の保護、どの災害でも起こりうる共通性、本町の地域特性等の観点により、特に回避すべき14の「起きてはならない最悪の事態」を選定しました。

【特に回避すべき起きてはならない最悪の事態】

事前に備えるべき目標		起きてはならない最悪の事態	
1節	あらゆる自然災害に対し、直接死を防ぐ	1	建物や不特定多数が集まる施設の倒壊による死傷者の発生
		3	豪雨等に伴う浸水や豪雪等による死傷者の発生
		4	富士山火山噴火による死傷者の発生
		5	大規模な土砂災害による死傷者の発生
		6	避難行動の遅れ等による死傷者の発生
2節	救助・救急、医療活動等が迅速に行われる	1	生命に関わる物資・エネルギー供給の停止
		4	多数の帰宅困難者の発生による混乱
3節	必要不可欠な行政機能を確保する	1	職員の被災、施設等の被害による行政機関の機能不全
5節	情報通信、ライフライン、交通等の被害の最小限化、早期復旧を図る	1	放送や通信インフラ障害等により災害情報が伝達できない事態
		3	上下水道等の長期にわたる機能停止
		4	地域交通ネットワークの分断
6節	地域社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する	1	災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態
		2	復旧・復興を担う人材等の不足、地域コミュニティの崩壊等により復興が大幅に遅れる事態
		3	風評被害等による観光行動の長期に及ぶ停滞

第2節 施策の重点化

前記の「特に回避すべき起きてはならない最悪の事態」に対応する施策の中から、脆弱性評価の結果を踏まえ、最悪の事態を回避するために効果が大きい施策又は緊急性が高い施策、影響が広範囲にわたる施策、災害時だけでなく平時の活用度が高い施策等を優先度の高い施策として選定しました。

起きてはならない最悪の事態		施策・事業
1節1	建物や不特定多数が集まる施設の倒壊による死傷者の発生	②避難路確保のための建築物等の耐震化の促進 ⑩文化施設等における防災対策の推進
1節3	豪雨等に伴う浸水や豪雪等による死傷者の発生	①避難指示判断マニュアルの策定 ⑩道路除排雪計画の推進
1節4	富士山火山噴火による死傷者の発生	①富士山火山避難計画の改訂及び訓練の実施（広域的な避難への対応）
1節5	大規模な土砂災害による死傷者の発生	①災害時における緊急マニュアルの作成等
1節6	避難行動の遅れ等による死傷者の発生	①避難行動要支援者名簿の効果的な運用
2節1	生命に関わる物資・エネルギー供給の停止	①災害時に備えた民間企業等との協定締結の推進 ②避難所への公的備蓄の保管促進（食料等の確保）
2節4	多数の帰宅困難者の発生による混乱	③観光連盟等と連携した帰宅困難者・滞留旅客対策の推進
3節1	職員の被災、施設等の被害による行政機関の機能不全	③業務継続体制の確立 ⑮防災拠点施設における自立・分散型電源等の導入の推進
5節1	放送や通信インフラ障害等により災害情報が伝達できない事態	①被災状況等の効果的情報収集体制の確立
5節3	上下水道等の長期にわたる機能停止	①水道施設の早期復旧
5節4	地域交通ネットワークの分断	⑧都市計画道路（街路）の整備
6節1	災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態	①災害廃棄物の処理体制の整備
6節2	復旧・復興を担う人材等の不足、地域コミュニティの崩壊等により復興が大幅に遅れる事態	⑦地域防災力の強化を支える人材の育成
6節3	風評被害等による観光行動の長期に及ぶ停滞	①観光連盟等と連携した風評被害対策の推進

第3節 重点化すべき施策のアクションプラン

【アクションプラン1】

避難路確保のための建築物等の耐震化の促進（1節1-②） [都市整備課]

緊急輸送道路等の避難路沿道の老朽建物は、倒壊によって救助案件の増大、火災延焼の懸念、緊急車両の通行や住民の避難に支障を来すこととなり、耐震化が急務となっています。県の災害時避難路通行確保対策事業による指定避難路沿道の安全点検、避難路沿道建築物の耐震診断・耐震改修を実施していますが、引き続き道路沿道の建物、落下物・構造物の倒壊防止など、避難・緊急通行の確保を推進します。なお、街区全体の安全性の向上のため木造住宅の耐震化支援事業の促進、空き家等対策など老朽住宅の倒壊防止に努めます。

事業名	内容
避難路沿道建築物の耐震診断・耐震改修	県の災害時避難路通行確保対策事業の結果を受け、避難路沿道の建築物の耐震診断・耐震改修を促進します。
木造住宅耐震診断及び耐震化補助	老朽木造住宅の耐震診断を促すとともに、必要な耐震改修への補助を継続します。
耐震改修促進計画の改定	建物の耐震性の状況を把握するとともに、耐震改修促進計画を改定し、一般住宅等の耐震性の向上に努めます。
空き家等対策の計画的な推進	空き家バンク制度や移住促進住宅リフォーム補助事業など空き家の活用及び耐震性の向上に努めます。

KPI（第5章の再掲。以下、同様。）	現状 （令和4年度）	目標 （令和10年度）
住宅の耐震化率	91.5%	95.0%
避難所となっている公共施設の耐震化率	100%	100%
空き家バンク登録件数における年度内成約率（年度内の成約件数／年度内の登録数（募集物件数））	100.0%	100.0%
生垣設置補助金助成件数	1件／年	3件／年

【アクションプラン2】

文化施設等における防災対策の推進（1節1 - ⑩） [文化振興局・生涯学習課]

本町には多くの文化施設等があり、イベント等により多くの観光客も来訪する施設となっています。避難誘導や初期消火等の訓練を実施していますが、長寿命化対策とあわせ天井・窓ガラス窓等の非構造部材の耐震対策、展示品等の倒壊対策を推進します。併せて、被害情報・応援要請等の災害情報システムの構築や帰宅困難者への一時滞在・情報提供の機能の向上を検討します。

事業名	内容
文化施設等の防災対策	文化施設等の長寿命化対策、災害対策を推進し、来訪者の安全確保及び一時滞在等の機能の向上を図ります。

【アクションプラン3】

避難指示判断マニュアルの策定（1節3 - ①） [地域防災課]

正常化バイアス等による避難の遅れは、深刻な人的被害を及ぼす懸念があり、正しい避難行動の周知が求められます。避難行動のスイッチを押すことができるよう町による的確な避難情報の発令が不可欠です。

本町では避難情報を適切なタイミング・範囲（地区）に発令できるよう、高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の発令基準、手順等の必要な事項について、国の「避難情報に関するガイドライン」を参照し、具体化する避難指示判断マニュアルを策定します。また、気象庁の防災気象情報等の見直しに合わせ、適宜、改定します。併せて、土砂災害避難訓練、自主防災会マップの作成時等に、災害種に応じたマイタイムラインの普及を働きかけます。

事業名	内容
避難指示判断マニュアルの策定	風水害、土砂災害等での避難レベルに合わせたわかりやすい避難情報の発令基準の明確化を図ります。また、避難情報の意味や必要な行動の周知を図ります。
マイタイムラインの普及	住民個々の的確な避難行動等を促すため、あらかじめ気象状況等に合わせたマイタイムラインの作成を呼びかけます。

KPI（再掲）	現状 （令和4年度）	目標 （令和10年度）
「避難指示等の判断・伝達基準」の作成（水害、土砂災害）	有	有

【アクションプラン4】

道路除排雪計画の推進（1節3 - ⑩） [都市整備課]

本町には平成26年の異常降雪被害の経験を踏まえ、初動体制や除雪体制の整備、住民やドライバー等への的確な情報提供、要配慮者への対応、孤立のおそれがある地域に対する対策等に留意する必要があります。国の「市町村のための降雪対応の手引き（令和5年11月改訂）」を参照し、降雪対応マニュアル等を策定し、降雪・積雪状況に応じた他の道路管理者と連携した除雪体制、通行規制等の情報発信、大規模な車両滞留への対策等を充実します。

事業名	内容
降雪対応マニュアル等の策定	国や県など他の道路管理者と連携した除雪体制を充実するとともに、大規模な立ち往生、公共交通の停止の際の救援、雪下ろし事故防止、停電や生活物資の不足等に対応する降雪対応マニュアル等を策定します。

【アクションプラン5】

富士山火山避難計画の改訂及び訓練の実施（広域的な避難への対応）（1節4 - ①） [地域防災課]

富士山の噴火を想定した新しい避難計画では、噴火前に親戚の家や宿泊施設などへ自主的に分散して避難する呼びかけや、下山者等の支援、隣接する市町村への避難などで「逃げ遅れゼロ」を目指しています。本町は火砕流や火砕サージ、大きな噴石が到達する可能性のある第2次避難対象エリアから、溶岩流が到達する可能性のある範囲として第3～第6次避難対象エリアとなっています。本町においても、噴火レベルに応じ、避難行動が異なることから、臨機に対応できるよう具体的な避難計画を策定します。また、火山灰降灰による道路・交通機関麻痺、観光客等の帰宅困難に対応する応急対策を充実します。

KPI（再掲）	現状 （令和4年度）	目標 （令和10年度）
富士山噴火広域避難訓練の実施	3／年	4／年

【アクションプラン6】

災害時における緊急マニュアルの作成等（1節5 - ①） [地域防災課・都市整備課]

避難指示判断マニュアルや警戒・避難対策マニュアル等の策定をはじめ、土砂災害警戒区域における地区ごとの避難訓練を強化します。また、避難指示（警戒レベル4）以前での円滑な避難ができるよう、自主防災組織活動の中での率先避難者の確保、住民のマイタイムライン作成などを働きかけていきます。なお、緊急パトロール等の実施により深層崩壊等のおそれがある場合は、国・県等への応急措置の要請や警戒区域

の設定など2次災害の予防対策を充実します。

事業名	内容
土砂災害警戒区域の地区避難計画の策定	土砂災害警戒区域における的確な事前避難を図るため、地区ごとの避難マップ、避難訓練、要支援者避難支援など自主防災組織が協働する避難計画の作成を推進します。

KPI (再掲)	現状 (令和4年度)	目標 (令和10年度)
土砂災害警戒区域の住民に対する訓練実施地区数	0地区	5地区
「避難指示等の判断・伝達基準」の作成(水害、土砂災害)	有	有

【アクションプラン7】

避難行動要支援者名簿の効果的な運用(1節6-①) [地域防災課・福祉推進課・健康増進課・子育て支援課]

高齢化等に伴い、一人で避難することが困難な人が増加する傾向にあるため、避難行動要支援者の個別避難計画の作成を推進します。避難支援者(自主防災組織や自治会等を含む)の確保を図る観点から、介護支援専門員(ケアマネジャー)や相談支援専門員の協力を得て、ケアプラン等の作成に合わせ、個別避難計画を作るなど、地域包括ケア体制を活用した避難支援のネットワークづくりに努めます。

事業名	内容
避難行動要支援者の個別避難計画の作成	避難行動要支援者の一人ひとりの避難を支援する個別避難計画の作成を進めます。
支援人材の確保	介護・障害福祉サービス事業者、自主防災組織、地域おこし協力隊、地域の事業者等、要配慮者の支援に必要な人材の確保に努めます。
福祉避難所の指定と受入体制の整備	民間の福祉避難所の指定について、民間事業者との受入協定の締結を促進します。
地域包括ケアシステムの推進	地域住民の経験や能力を活用したボランティア活動等の推進や地域コーディネート機能の充実、災害時における要配慮者への支援等を推進します。
見守りステッカー支援事業	外出時における緊急事態への備えとして、身元確認や保護に役立つ「見守りステッカー」の普及、専用のスマートフォンアプリを利用した検索依頼に協力する仕組みづくりを進めます。
ヘルプカードの普及	外からは解りにくい障害を含め、周囲の人の協力を得るためヘルプカードの普及を図ります。

KPI（再掲）	現状 （令和4年度）	目標 （令和10年度）
個別避難計画の作成率	0.0%	100.0%

【アクションプラン8】

災害時に備えた民間企業等との協定締結の推進（2節1-①） [地域防災課]

災害応急対策のため、民間企業等との協定の締結を進めていますが、様々な事態への対応を強化するため引き続き関係企業・団体等との協定締結を推進していきます。また、防災訓練等での協定企業の参画機会の拡大や災害時における本町の防災対応の説明、応援等の手順などを協議し連携体制の強化に努めます。

事業名	内容
災害時の応援協定の締結の促進	防災関係機関・団体等に対し、災害時における応急対策活動等の応援協力要請が迅速に行えるよう、災害時の応援協力などの協定締結を推進します。
道路の応急復旧体制の確立	道路の早期啓開を図るため、町は他の道路管理者と連携し、建設業者等要員及び資機材・重機等の確保を行い、速やかに出動できるよう、町内の建設業者等と災害支援協定を結びます。
ライフラインの応急復旧体制の確立	防災関係機関と連携し、電気、ガス、上下水道、通信、交通など、被災箇所の応急復旧体制の確立に努めます。

KPI（再掲）	現状 （令和4年度）	目標 （令和10年度）
災害時応援協定等の締結数	41件	50件

【アクションプラン9】

避難所への公的備蓄の保管促進（食料等の確保）（2節1-②） [地域防災課]

大規模災害の際には、家屋の損壊、余震等の懸念、ライフライン停止などにより多数の被災者が避難することになります。発災直後、1週間後など避難者数の増減や避難の長期化等のステージに応じた食料・飲料水・生活必需品等の用意・調達が重要です。このため、本町の各防災備蓄倉庫等へ食料や飲料水の備蓄量を拡大するとともに、道路損壊等による孤立に対応した分散備蓄を進めます。併せて民間企業との協定締結の促進、国等のプッシュ型支援の受け入れ体制の整備などによる飲料水、食料の確保、降灰時の自宅避難も含め家庭におけるローリングストック等の呼びかけを行います。なお、稼働可能な商業施設による物資の販売の継続、宿泊施設、飲食店における炊き出しの協力なども検討します。

事業名	内 容
公的備蓄の推進	各防災備蓄倉庫等へ食料、資機材等の備蓄を進める防災備蓄事業を推進します。また、孤立の長期化に備え分散備蓄に努めます。
事業者等との連携の促進	各種団体等と協定の締結を促進するとともに、稼働可能な事業者による物資供給・炊き出し等の協力の促進を図るため、その仕組みづくりを検討します。
ローリングストック等の呼びかけ	発災直後や被災の長期化に対応する、家庭・事業所のローリングストックの必要性を周知します。
救援物資のラストワンマイル配送対応	自主防災組織等の協力を得て、避難所等をはじめ、自宅避難の要支援者等に救援物資を届けるラストワンマイル配送の仕組みづくりに努めます。

KPI（再掲）	現状 （令和4年度）	目標 （令和10年度）
災害時における食糧、飲料水、生活物資の供給に関する協定数	9件	10件
町の緊急物資（食料）の備蓄量	45,008食	53,012食
町の緊急物資（飲料水）の備蓄量	8,352本	26,506本

【アクションプラン10】

観光連盟等と連携した帰宅困難者・滞留旅客対策の推進（2節4-③） [観光課]

本町では、大規模災害の際、最大で1万人弱の帰宅困難観光客が発生することが予想され、その対策として「富士河口湖町観光防災の手引き（発災時対応編）」を策定しています。一時滞在場所は指定避難所等ですが、住民の避難もあり観光客全員の受け入れは困難であり、宿泊施設等の協力が必要となります。このため、特に旅館ホテル等での一斉帰宅の抑制、収容施設としての開設、輸送支援（施設所有マイクロバス等の活用）、被災観光客に対する備蓄食料・物資の提供などが円滑に進むように平時より観光連盟等や事業者との連携を強化します。

事業名	内 容
観光施設防災訓練	各観光施設、観光協会等において、観光客の安全確保のための訓練を実施し、災害に強い観光地づくりを推進します。
帰宅困難旅客の一時避難施設の確保	帰宅困難者旅客を一時的に収容する施設として指定避難所を充当するとともに、その他の公共施設や宿泊施設等民間事業所を含め確保するよう努めます。また、大規模集客施設等は、帰宅困難となった利用者等に対し一斉帰宅の抑制等、適切な対応を促します。

【アクションプラン 11】

業務継続体制の確立（3節1-③） [地域防災課]

本町では業務継続計画を策定し、非常時優先業務をあらかじめ定め、大規模災害時においても適切な業務運営を行う体制としていますが、業務委託事業者や指定管理者等との連携を含め、その具体的な実行には課題があります。

災害時におけるより実効性のある業務継続を確保するため、国の「大規模災害発生時における地方公共団体の業務継続の手引き（令和5年5月改定）」を参照し、町の業務継続計画を改定します。また、点検・訓練等の仕組み等を充実させるなど、継続的改善に発展させるように努めます。

事業名	内容
業務継続計画（BCP）の改定・運用	災害時における業務継続のため、業務継続計画（BCP）を改定します。

【アクションプラン 12】

防災拠点施設における自立・分散型電源等の導入の推進（3節1-⑮） [地域防災課]

大規模災害時には停電が長期化する事態も想定され、防災拠点等における業務継続には電源確保が不可欠です。

防災拠点等の非常用電源の確保等のため、町有施設において保有する施設・設備について、再生可能エネルギー等の代替エネルギーシステムや電動車の活用を含め自家発電設備、LP ガス災害用バルク、燃料貯蔵設備等の整備を図り、十分な期間（最低3日間）の発電が可能となるような燃料の備蓄等に努めます。なお、停電の長期化に備え、あらかじめ燃料販売事業者等との優先供給に関する協定の締結を進めます。

事業名	内容
自立・分散型電源等の導入	災害時における業務継続のため、町の防災拠点等への非常電源設備の設置をはじめ、「地球温暖化対策実行計画（エコ・アップ計画）」を踏まえた自立・分散型電源等の導入を推進します。

KPI（再掲）	現状 （令和4年度）	目標 （令和10年度）
災害時における燃料等の供給に関する協定数	2件	3件
町の防災拠点への非常電源の確保率	100.0%	100.0%
避難所への発電機の整備数	19個	20個
太陽光発電システム設置補助金助成件数	26件／年	30件／年

【アクションプラン 13】

被災状況等の効果的情報収集体制の確立（5節1-①） [地域防災課]

災害時の初動対応には、倒壊家屋、火災発生、要救助案件、土砂災害・道路損壊箇所など被災状況の把握が重要ですが、被災現場の情報を把握するには困難が生じます。

被災現場からの通信手段の確保をはじめ、収集した情報の分析などを行う地理情報システム（GIS）の運用、SNS 等を含む映像の活用など様々な手段・システムの活用が不可欠であり、刻一刻と変化する状況を把握することができるように ICT の進展等に合わせ情報収集・分析等を研究・検討していきます。

事業名	内容
町防災行政無線の活用	防災行政無線移動系の画像情報などのデータ通信による現場状況の把握を充実します。
その他のメディア等の活用	災害時における被害状況などの情報を収集するため、町公式 LINE の町民レポート、SNS 映像、ドローン映像、定点カメラ、モニタリング情報など情報収集手段の多様化を進めるとともに、GIS など情報分析システムを整備します
衛星携帯電話の設置	孤立するおそれのある地域で停電が発生した場合に備え、衛星携帯電話などにより、当該地域の住民と町との双方向の情報連絡体制を確保します。

KPI（再掲）	現状 （令和4年度）	目標 （令和10年度）
衛星携帯電話の設置数	0台	3台

【アクションプラン 14】

水道施設の早期復旧（5節3-①） [水道課]

災害時における消防用水・飲料水・生活水の供給は、特に医療施設、要支援者施設、避難所等において継続することが重要ですが、大規模災害時には断水が長期に及ぶことが想定されます。可能な限り早期の復旧を図るため「富士河口湖町水道事業ビジョン（令和5年度～14年度）」に基づき、配水施設・管路の耐震化等を進めるとともに、「富士河口湖町水道事業及び簡易水道事業危機管理マニュアル（平成29年4月）」に基づく応急対策の強化を図ります。

事業名	内容
配水施設・管路の耐震化	富士河口湖町水道事業ビジョンに基づく施設の耐震診断の実施、老朽管の耐震化、自家発電施設の整備、危機管理マニュアルの改訂等を推進します。
給水応急対策の強化	仮設給水栓の設置や運搬給水体制の充実をはじめ、町指定給水装置工事事業者や、日本水道協会支部等との災害時応援に関する連携体制の強化を図ります。

KPI（再掲）	現状 （令和4年度）	目標 （令和10年度）
上水道 耐震化率	49.6%	55.0%
重要な水源へ自家発電設備の整備	16箇所	17箇所
災害時における水道施設等の応急対策業務に関する協定数	2件	2件

【アクションプラン15】

都市計画道路（街路）の整備（5節4-⑧） [都市整備課]

大規模災害時には、道路は避難をはじめ、延焼防止帯、消防・救急活動、物資等の配送、ライフラインの復旧等に欠かせませんが、その維持、整備には計画的な取り組みが必要です。

災害に強い街路網を構築するため、都市機能が集積する市街地内及び拠点間を結ぶ都市計画道路等の整備を確実に進めます。

また、災害時の避難や物資輸送、周遊観光などの面で効果を見込む県道「足和田バイパス」の整備事業等が進められており、その促進を図ります。

事業名	内容
道路の整備	「舗装個別施設計画」「橋梁長寿命化修繕計画」「トンネル長寿命化修繕計画」「公共施設等総合管理計画」等に基づく計画的な長寿命化、道路防災危険箇所等の解消、道路整備を進めます。

KPI（再掲）	現状 （令和4年度）	目標 （令和10年度）
早期・緊急措置が必要な橋梁数	0件	0件
修繕トンネル数（町有）	1箇所	0箇所
町道整備率	46.0%	48.0%

【アクションプラン16】

災害廃棄物の処理体制の整備（6節1-①） [環境課]

大規模災害時には、実際の被害状況等に応じ、迅速に災害廃棄物処理の実行計画を策定する必要があります。

また、富士・東部広域環境事務組合の新たなごみ処理施設建設（令和14年度稼働予定）に伴い、町の災害廃棄物処理体制の整備を進めます。なお、令和5年3月に締結した災害廃棄物処理の相互支援協定の適切な運用を図ります。

事業名	内容
災害廃棄物処理体制の充実	町は、国（環境省）の災害廃棄物の処理に係る指針に基づき、災害時には、災害廃棄物の仮置場の確保や運用、一般廃棄物（避難所ごみや仮設トイレのし尿等）の処理を含めた災害時の廃棄物の処理体制、周辺の市町村との連携・協力等について、その実行計画として具体化を図ります。

【アクションプラン 17】

地域防災力の強化を支える人材の育成（6節2-⑦） [地域防災課]

大規模災害時には公助のみならず、共助による相互支援が重要ですが、その基礎となる地域コミュニティ活動の活性化による地域防災力の向上が必要です。

地域防災力の向上のため自治会加入率、自主防災組織結成率、自主防災マップ作成率等の進展を図ります。特に転入者をはじめ、2地域居住者等も含め、自治会加入を促進します。

事業名	内容
地域防災力の向上	自治会加入率、自主防災組織結成率の向上をめざすとともに、自主防災マップ作成や避難訓練等の進展を図ります。

KPI（再掲）	現状 （令和4年度）	目標 （令和10年度）
自主防災組織率	54.0%	70.0%
自主防災マップ作成率	67.0%	70.0%
防災士資格取得者数（年間）	3人	5人

【アクションプラン 18】

観光連盟等と連携した風評被害対策の推進（6節3-①） [観光課]

大規模災害時やパンデミック等による、観光客の誘致や生産物の販売の長期停滞は、復興の遅れや地域の活力の阻害を招くこととなります。

「観光防災の手引き（発災時対応編）」の復旧・復興対応編の作成など、観光客の誘致の再開、事業継続支援に向け、観光連盟等と連携した対応策を検討します。また、安心できる観光の形成も含め「第2次観光立町推進基本計画」を改定します。

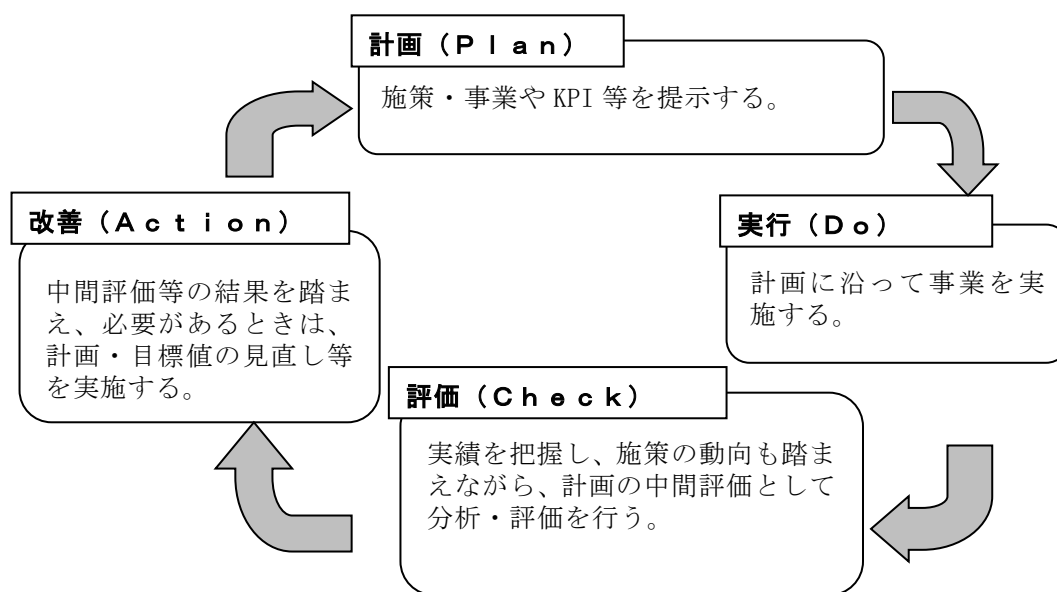
事業名	内容
風評被害等の影響への対策	町は、観光連盟、県、報道機関等の協力を得て、災害による風評被害等の未然防止又は影響を軽減するために、復旧状況等を迅速に公表し、農林水産業、地場産業の商品等の適正な流通の促進、観光客の減少防止のための広報活動に努めます。

第7章 計画の推進と見直し

第1節 計画の進捗管理と見直し

計画の進捗管理及び見直しを適切に行うための体制を整備し、計画の推進管理を行うとともに、PDCA サイクルを繰り返し行い、改善を重ねていきます。

進捗状況を定量的に把握できるよう、重要業績指標（KPI）等の具体的な数値指標を把握し、次期への目標値の設定に努めます。



第2節 計画の推進期間

本計画は、他の計画の指針という性格や中長期的な推進方針を明らかにしていることから、2024（令和6）年度～2028（令和10）年度までの5年を推進期間とします。

ただし、施策の進捗や社会経済情勢の変化等を踏まえて、必要に応じ見直しを行うこととします。なお、計画の軽微な変更等については、毎年度の進捗状況確認の中で対応します。

第3節 他の計画等の見直し

本計画は、本町の地域強靱化の観点から、町における総合計画や地域防災計画をはじめとする様々な分野の計画等の指針となるため、本計画で示された指針に基づき、他の計画等においては、必要に応じて所要の検討を行い、本計画との整合性を図っていきます。

第4節 施策・事業の推進

1) 行政、町民、民間による協働の推進

施策・事業の推進にあたっては、行政のみの取組によって推進できるものだけでなく、町民及び事業所等が連携しなければ推進できない施策も多くあります。このため、行政と町民及び事業所が協働して施策・事業の推進に取り組むこととします。

2) 国、県、周辺自治体及び事業者等との連携

地域強靱化の取組を実効性のあるものとするため、町のみならず国、県、周辺自治体及び関係機関、さらに町民と事業者等を含め、関係者が協働して取り組むこととします。